

瀬戸市子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年3月

瀬 戸 市

目 次

第1章 子育て支援の将来像	1
1. 計画が目指す将来像	1
2. 将来像の趣旨	2
3. 基本目標の考え方と推進体制	3
4. 子育て支援のイメージ	5
5. 具体的な取組み（主な子育て支援メニューを抜粋）	7
6. ライフステージ別 子育て支援メニュー	13
第2章 事業計画数値目標	33
1. 教育・保育提供区域	33
2. 数値目標一覧	34
(1) 平日日中の教育・保育事業	34
(2) 時間外保育事業	38
(3) 放課後児童健全育成事業	39
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	41
(5) 地域子育て支援拠点事業	42
(6) 一時預かり	44
(7) 病児・病後児保育	45
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	46
(9) 利用者支援事業	47
(10) 妊婦に対する健康診査	47
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	48
(12) 養育支援訪問事業	48
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	49
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	49
3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について	50
第3章 計画策定の背景	51
1. 計画策定の趣旨	51
2. 子ども・子育て支援新制度の概要	52
3. 計画の性格	52
4. 計画の策定体制	52
第4章瀬戸市の現状	53
1. 人口の動向	53
(1) 人口と出生の状況	53
(2) 総人口の推計	55
(3) 子どもの数の将来推計	56
2. 家庭や地域の状況	57

(1) 世帯の状況.....	57
(2) 産業と就労状況.....	59
3. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	61
(1) 日常の子育ての状況.....	61
(2) 育児休業の取得状況.....	62
(3) 教育・保育サービスの利用状況.....	64
(4) 子育て支援で望むこと	65
(5) 就労と子育てについて	67

第1章 子育て支援の将来像

1. 計画が目指す将来像

【計画の基本理念】

子どもたちの「つながる心」と
「生きぬく力」が育つまち



「つながる心」

家族や地域のつながりの大切さを理解し、自分や人、まちを思いやる気持ち

「生きぬく力」

自分の将来や夢に明るい希望を持ち、様々なことに挑戦するなかで、自立していく力

【計画の基本目標】

①

子どもたちが健やかに
暮らすまち

②

子どもと子育て家庭にとって
安全・安心なまち



③

親子がともに成長できるまち

④

多世代・地域交流により
思いやりを育むまち



【基本理念】の達成を計画の根本的な考え方として位置づけたうえで、その達成に向けて【基本目標】を掲げ、すべての子どもと子育て家庭を支援する様々な取組みを実施していきます。



2. 将来像の趣旨

子ども・子育て支援施策を進めるにあたっては、子どもたちの理想的な将来像をどのように描き、それを実現するためには何が必要となるのか考える必要があります。本計画では、“瀬戸に暮らす子どもたちが、どのようなまちで、どのように育ってほしいか”という考え方を基本理念として以下のとおり明文化し、これを計画の根本的な考え方として位置づけます。

● 「つながる心」を育む視点

子どもの頃から家族や地域の人に愛され、多くの人と関わる経験をすることで、自己肯定感が生まれるとともに、周囲の人々とのつながりの大切さに気付き、相手を思いやる気持ちが育っていきます。また、自分や人を思いやる気持ちが、やがて「まち」への愛着をもつことにつながり、生まれ育った「瀬戸」を大切に想う気持ちが育まれます。

以上のことから、本市では「つながる心」を育む視点を基本理念に掲げています。

● 「生きぬく力」を育む視点

子どもたちが自分の将来に夢と希望を持ち、それを実現するために様々なことに挑戦する中で、自分自身で考える経験をする。そのことが、子どもたちが大人になったとき、困難な社会を「生きぬく力」になります。

子どもたちが健やかな毎日を過ごすことができるとともに、一人ひとりが輝いた人生を送ることができるよう支援していくことが必要です。

以上のことから、本市では「生きぬく力」を育む視点を基本理念に掲げています。



3. 基本目標の考え方と推進体制

本市では、基本理念を実現するにあたり、平成25年に実施した「子育てに関するアンケートの結果（P61以降参照）」を基に、4つの基本目標を施策の柱として定めました。これらの基本目標の考え方に基づき、多様な子育て支援施策を推進していきます。

施策の推進にあたっては、本計画が0歳から18歳に達するまでの子どもを対象としつつ、その保護者や地域への取組みを含めた事業計画であることから、府内関係各部署と関係機関を含めた連携体制を構築します。

また、本計画で掲げた事業内容や取組みを広めていくため、積極的に子育てに関する情報提供を行っていきます。

基本目標の考え方

基本目標① 子どもたちが健やかに暮らすまち

- 遊びや生活の場、適切な支援の場を提供します。
- 子どもたちの健康づくりの支援を行います。
- すべての子どもたち一人ひとりに応じた適切な支援施策を展開していきます。

（主な事業はP7・P8参照）

基本目標② 子どもと子育て家庭にとって安全・安心なまち

- 安全・安心な子育て環境の整備を行います。
- 困ったときに利用できる子育て支援の充実を図ります。
- 防犯や交通安全への対策を行います。

（主な事業はP9参照）

基本目標③ 親子がともに成長できるまち

- 先輩パパ・ママとの交流や、仲間づくりなど、それぞれの“子育て”を支援していきます。
- 子育て支援については、“子育て”的視点とともに、子どもたちを主体とした“子育ち”的視点、そして子どもを育てる親自身の“親育ち”的視点を踏まえた施策を進めていきます。
- 就労したい人やキャリアアップしたい人の支援を行い、子育て中や子育てがひと段落した保護者の就労復帰を支援していきます。

(主な事業はP10・P11参照)

基本目標④ 多世代・地域交流により思いやりを育むまち

- 世代間交流や地域交流の機会を創出し、地域のつながりと多世代交流を深めます。
- 将来親になる世代（中高生等）が乳児や親との交流により、子育ての楽しさを知る機会をつくります。

(主な事業はP12参照)

以上4つの基本目標を実現するため、様々な子育て支援を実施し、瀬戸市に暮らすすべての子育て家庭を、応援していきます。

瀬戸市の子育て支援の内容は次項以降にご紹介します。



4. 子育て支援のイメージ

瀬戸市の子育て支援イメージ

計画の基本理念

子どもたちの「つながる心」と 「生きぬく力」が育つまち

豊かな自然あふれるまち、瀬戸。

木が育って豊かな森ができるように、すべての子育て家庭を応援し、「つながる心」と「生きぬく力」を育みます。

基本目標2 子どもと子育て家庭にとって安全・安心なまち

【主な事業】

- 保育園 ・幼稚園 ・時間外保育 ・一時保育
- 一時預かり ・病児・病後児保育
- ファミリーサポートセンター 等

水

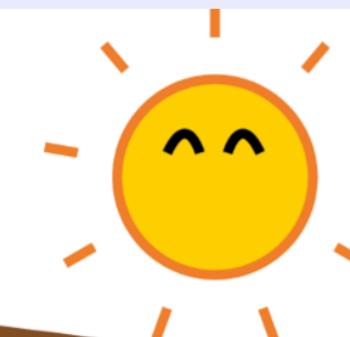


基本目標4 多世代・地域交流により思いやりを育むまち

【主な事業】

- 育児サロン ・地域の子育て支援の場としての保育園
- 子育てサークルの拡充・支援 ・地域力 等

おひさま



基本目標1 子どもたちが健やかに暮らすまち

【主な事業】

- 利用者支援事業 ・各種健康検査 ・放課後児童クラブ
- 放課後学級 ・学校サポーター ・特別支援教育 等

土

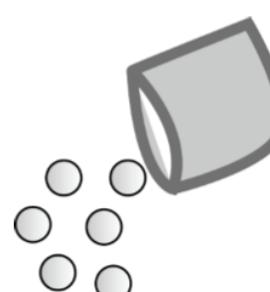


基本目標3 親子がともに成長できるまち

【主な事業】

- 地域子育て支援拠点事業 ・家庭教育支援 ・幼児教室
- 養育支援訪問事業 ・キャリア教育 ・キャリアアップ講習 等

栄養



5. 具体的な取組み（主な子育て支援メニューを抜粋）

※すべての子育て支援メニューはP13以降を参照してください。

基本目標① 子どもたちが健やかに暮らすまち

子育て支援メニュー	内容	担当課
利用者支援事業 (P47 参照)	子どもや保護者、妊娠中の方が、子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行います。	こども家庭課
保育と教育の連携	幼児期から学齢期へスムーズな移行ができるよう、一人の子どもを一貫した視点で支援できるよう全地域で交流・引継ぎを図ります。	学校教育課 こども家庭課
放課後児童クラブ (P39、P40 参照)	保護者が仕事などで扈間に家庭にいない児童に対し、市から委託した施設において、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。	こども家庭課
放課後学級 (P39、P40 参照)	小学校の余裕教室を利用し、地域住民との交流などを実施し、放課後における児童の健全な育成を図ります。また、放課後学級に地域の方が講師として参加し、特技や経験を伝えます。	こども家庭課
学校サポーターの配置	市内小中学校に学校サポーターを配置し、児童生徒の学習活動の個別支援を行います。	学校教育課
特別支援教育	従来の特殊教育の対象者だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症などを含めて、障害のある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じた適切な教育を行います。	学校教育課
サポートが必要な子の支援	サポートが必要な子のための幼児期・学齢期の預かりの場の拡充や関係機関との連携、福祉サービスの充実を図ります。 また、療育・親子教室や発達相談、就労相談を実施し、保護者を支援します。 さらに、貧困家庭や貧困児童、外国籍児童、不登校児童等への多様な支援を実施します。	社会福祉課 こども家庭課 学校教育課 のぞみ学園（こども家庭課） 障がい者相談支援センター 発達支援室（こども家庭課） 家庭児童相談室（こども家庭課）
基本的な生活習慣の徹底	家庭と連携しながら、健康・安全に生活するとともに、人と円滑に交流できる生活習慣の定着・伸長を図ります。学校・保育園・母子保健事業などを通して基本的な生活習慣の徹底を図ります。	健康課 こども家庭課 学校教育課
保育園・学校の給食を陶磁器の器で提供	保育園・学校での給食を瀬戸市の伝統である陶磁器の器で提供します。	こども家庭課 学校教育課
児童生活習慣病対策	小学校5年生児童を対象に、血液検査を行い学童期からの生活習慣病対策につなげます。検査結果から、親子を対象にした健康教室を通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。	健康課

子育て支援メニュー	内容	担当課
母子健康手帳交付・妊婦相談	母子健康手帳の活用の仕方や妊娠期間中を健やかに過ごすために必要な保健指導を行うこと、及び妊婦やその配偶者の育児不安の軽減を図り、気軽に相談できる場とします。	健康課
妊婦健康検査 (P47 参照)	妊娠中の定期健康診査のほぼすべてとなる 14 回分の健康診査費用を助成し、妊婦の健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援しています。	健康課
妊産婦歯科健康診査	妊婦のう蝕予防と早期発見・早期治療及び歯の健康保持増進を目的とし、妊産婦に対して歯科健康診査、健康教育を行います。	健康課
ミニママ教室 マタニティ教室	妊娠、出産が異常なく経過できるよう、また育児不安の軽減、父親の育児参加促進を目的とし、妊婦とその配偶者に対して講話、実習、グループワークなどを通して、妊娠中から出産後の支援を行います。	健康課
離乳食教室	調理実習を通して離乳食による育児不安の緩和や離乳期の食事についての基礎知識を習得し、育児相談の場とします。	健康課
乳幼児の健康相談	6か月児健康相談では、おすわりや下肢のつっぱり等の神経学的発達の確認と、離乳食の進め方及び予防接種の受け方、事故防止等の保健指導を実施します。 乳幼児健康相談では、育児に対する保健指導、乳幼児健診後の経過観察、健康情報の提供を行います。また、保護者の育児相談の場とします。	健康課
乳幼児健診での栄養指導（食育の推進）	乳幼児健診での栄養指導（食育の推進）を行います。	健康課
乳幼児健康診査	疾病の発見及び発育・発達の確認、乳幼児の健康保持増進を目的とし、3か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。	健康課
歯科健康教室	う蝕の予防と早期発見・早期治療につなげるとともに、保護者に知識の普及を図るため、2歳児及び4～5歳児に対して歯科健診・ブラッシング指導、フッ素塗布を実施します。	健康課
予防接種	予防接種の実施によって、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び、増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。	健康課
小児慢性特定疾患治療研究	児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等の事業を行います。	瀬戸保健所
小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	健康課
低出生体重児の家庭訪問	2,500g未満で出生した児を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、育児支援を行います	健康課

基本目標② 子どもと子育て家庭にとって安全・安心なまち

子育て支援メニュー	内容	担当課
保育園待機児童の解消 (P34～P37 参照)	保育園の定員枠の拡大を始め、地域型保育事業所の認可等により、早期の待機児童の解消を目指します。	こども家庭課
時間外保育 (P38 参照)	民間も含めた保育園で、早朝、夜間の保育ニーズに対応します。(延長保育：無料)	こども家庭課
一時保育 緊急一時保育 非定型保育	保護者の疾病や出産、リフレッシュや急な用事などの際に、一時的に指定保育園で保育を実施します。	こども家庭課
一時預かり (P44 参照)	幼稚園の教育時間終了後も、保護者の就労等の状況により、時間を延長して子どもを預かります。	各幼稚園
ショートステイ (P41 参照)	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行います。	家庭児童相談室 (こども家庭課)
ファミリーサポートセンター (P46 参照)	育児の手助けをしてほしい人（依頼会員）と育児のお手伝いをしたい人（援助会員）どちらも希望する人（両方会員）とが、子育てのサポート役となってお互いに助け合う会員組織であり、広報活動の充実・強化をし、会員の増加を図ります。	ファミリーサポートセンター(こども家庭課)
病児・病後児保育 (P45 参照)	ファミリーサポートセンター事業の一環として、病児・病後児を専用施設「おひさま」で一時的に預かります。	ファミリーサポートセンター(こども家庭課)
子育て支援事業に関する情報提供（インターネットを活用した情報提供）	子育て支援事業に関する積極的なPRを行うとともに、より伝わりやすい情報提供の方法を検討します（メールマガジン等の新設など）。	こども家庭課
園児及び小学生に対する交通安全指導	園児及び小学生に対し、交通安全教室を開催し、交通ルール、マナーを教えるとともに、小学生の登下校時間帯に通学路上において、交通指導及び子どもたちの安全確保を行います。	生活安全課 交通児童遊園(こども家庭課)
公共交通の利用促進	小中学生に対し、安全・安心に公共交通を利用できるよう情報提供の場の創出及び利用促進事業を行います。	都市計画課
公園の整備	家の近くで子どもたちが安全に遊べるよう、公園の整備を行います。	都市計画課 維持管理課 こども家庭課
防犯対策	市民の防犯意識の高揚と防犯活動に対する支援を行うとともに、自治会等が設置する防犯灯設置費、防犯灯電気料金、防犯カメラ設置費に対する補助金の交付を行います。	生活安全課

基本目標③ 親子がともに成長できるまち

子育て支援メニュー	内容	担当課
地域子育て支援拠点施設の整備 (P42 参照)	子育て支援センターを拠点に、地域での子育て支援の協働の充実を図り、身近に子育ての支援が受けられる施設があることにより、安心して子育てができる環境を整備します。	子育て支援センター（こども家庭課）
健診時を活用した家庭教育支援	親同士の交流や家庭における親子のスキンシップ促進を目的とし、1歳6か月児健康診査において保育士による育児支援を行います。 1歳6か月健診時に待機時間を利用して子育て情報の提供と子育てミニ講座を実施することで親の要求に合わせサロンや相談等がスムーズに活用できるようにします。	健康課 こども家庭課
幼児教室	保護者と子どもが教室で一緒に遊びを体験する中で子どもの求めに応じて関わることの大切さを知り、子どもの動きに沿った適切な対応ができるよう関わり方を学びます。また、保護者同士が悩みや情報を共有し、交流できる場とします。さらに、子どもの健全な発達を促し、必要に応じて他機関へつなげます。	健康課 こども家庭課
養育支援訪問事業 (P48 参照)	妊娠、出産、育児期に養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師・看護師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。児童虐待等、親子関係に問題が生じた家庭の支援を行います。	健康課 家庭児童相談室（こども家庭課）
こんなちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） (P48 参照)	乳児及び産婦の健康保持増進、ならびに虐待等の早期対応を図るため、家庭訪問により母子の健康状態の確認と育児不安・負担等を軽減し、後の支援につなげます。また、必要に応じて育児支援家庭訪問事業や要保護児童対策（虐待防止ネットワーク）事業につなげるものとします。	健康課

子育て支援メニュー	内容	担当課
赤ちゃんサロン	7か月までの乳児と母親が集まることができる場所の提供、母親同士のネットワークづくりの援助、育児・健康情報の提供を目的として実施します。	健康課
子育て支援講座の開催	子育て中の親を対象に子育てに役立つ講座を開催します。多くの方に子育てについて学んでもらえるよう、親子での参加又は託児付きでの参加などの方法で開催します。 また、子育てから離れ、リフレッシュする機会や親の自己啓発・学びの場を提供するとともに、親同士の交流の機会をつくります。	交流学び課
ワーク・ライフ・バランスの推進	啓発を通じ、仕事と暮らし（子育てを含む）の両立を図ります。	交流学び課
キャリアアップ講習	就労・キャリアアップを希望する女性の支援として講座等を開講します。	交流学び課
せと・しごと塾	子育てしながら働くことのできる環境を整備するため、一つの就労形態として「起業」の方法を学ぶ場を提供します。	産業課
キャリア教育の推進	将来の地域産業の振興を見据え、子どもたちの健全育成に関わる諸関係団体等が連携し、子どもたちが健全な人生観、社会観、仕事観を育み、将来のそれぞれの進路を主体的に考える力を育むため、体系的なキャリア教育を実施します。 職業に関する理解を深め、前向きな職業観・勤労観を育むため、職場体験や市民講師による職業講話、生産・販売体験活動などを行います。	学校教育課



基本目標④ 多世代・地域交流により思いやりを育むまち

子育て支援メニュー	内容	担当課
育児サロン	就園前の子どもとその保護者を対象に親子心れあいの場、子育て仲間の出会いの場、情報交換の場となる機会を提供します。また、保育士、主任児童委員、ボランティアが、子育て相談や発達支援等を行います。	子育て支援センター（子ども家庭課）
身近な子育て支援の場として保育園を活用	保育園が各地域の子育て支援の窓口となり、子育て相談を始めとする各地域の子育て支援の拠点となるよう、活用方法を検討します。	こども家庭課
子育てサークルの拡充・支援	支援活動応援補助金等により子育てサークルの自立を支援し、拡充を図ります。	子育て支援センター（子ども家庭課） 交流学び課
中高生の乳児との触れ合い体験	中高生が乳児や親と触れ合うことにより、子育ての楽しさを知ってもらうとともに、自己肯定感を育みます。	子育て支援センター（子ども家庭課）
子ども会	瀬戸市子ども会連絡協議会（通称：瀬子連）を中心に、子ども会の本来の目的である「子ども自身で企画し、開催する」事業が実施できるよう地域の子ども会を支援するとともに、ジュニアリーダーを育成します。また、様々な団体と連携して行事を開催するなど、多世代交流の機会を創出します。	こども家庭課
地域力の推進	地域活動の中に子どもたちが参画し、多世代交流を図ります。また、地域活動の中で「子育て支援」を行い、地域内での子育て支援活動を充実します。	地域活動支援室
子育て家庭優待事業 (はぐみんカード事業)	子育て家庭に、「はぐみんカード」を配布します。「はぐみん優待ショップ」でカードを提示することにより、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなど様々な特典が受けられます。	こども家庭課



6. ライフステージ別 子育て支援メニュー

瀬戸市の子どもと親のための応援メニュー

瀬戸市では、市にお住まいのすべての子どもたちの成長を支援するため、多岐にわたる子育て支援事業を実施し、全ての子育て家庭を応援していきます！



次代の瀬戸を担う親へ・・・

【問い合わせ】瀬戸市役所こども家庭課

TEL：0561-88-2635

メニュー ① 子育てへの準備を応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ これから親になる世代	母子健康手帳交付・妊婦相談	母子健康手帳の活用の仕方や妊娠期間中を健やかに過ごすために必要な保健指導を行うこと、及び妊婦やその配偶者の育児不安の軽減を図り、気軽に相談できる場とします。	健康課

メニュー ② 母親と胎児の健康を応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ これから親になる世代	ミニママ教室、マタニティ教室	妊娠、出産が異常なく経過できるよう、また育児不安の軽減、父親の育児参加促進を目的とし、妊婦とその配偶者に対して講話、実習、グループワークなどを通して、妊娠中から出産後の支援を行います。	健康課
	妊婦健康診査	妊娠中の定期健康診査のほぼすべてとなる14回分の健康診査費用を助成し、妊婦の健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援しています。（医療機関委託）	健康課
	妊産婦歯科健康診査	妊婦のう蝕予防と早期発見・早期治療及び歯の健康保持増進を目的とし、妊産婦に対して歯科健康診査、健康教育をします。	健康課



メニュー ③ 子どもの悩み・子育て不安の解消を応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ 0~2歳	こんにちは赤ちゃん訪問	乳児及び産婦の健康保持増進、ならびに虐待等の早期対応を図るため、家庭訪問により母子の健康状態の確認と育児不安・負担等を軽減し、後の支援につなげます。また、必要に応じて育児支援家庭訪問事業や要保護児童対策（虐待防止ネットワーク）事業につなげるものです。	健康課
■ 0~2歳 ■ 3~5歳	利用者支援事業	子どもや保護者、妊娠中の方が、子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするために、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行います。	こども家庭課
	育児相談	育児中の保護者の電話相談及び面接相談を行い保護者が育児について気軽に相談できる機会を提供します。	せとっ子ファミリー交流館（こども家庭課）
	身近な子育て支援の場として保育園を活用	保育園が各地域の子育て支援の窓口となり、子育て相談を始めとする各地域の子育て支援の拠点となるよう、活用方法を検討します。	こども家庭課
■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	少年センター	少年の非行防止のため、市、学校、PTA、地域等関係機関で連携し、中学校区ごとに支部を設け、約460名の補導委員が、長期休暇を中心に地域をパトロールします。	こども家庭課
■ 子どもをもつすべての世帯	育児講座	子育ての不安を軽減し、親と子の健全な心の交流を図るとともに、子育てに関する情報や知識を習得できる機会を提供します。	せとっ子ファミリー交流館（こども家庭課）
	地域子育て支援拠点施設の整備	子育て支援センターを拠点に、地域での子育て支援の協働の充実を図り、身近に子育ての支援が受けられる施設があることにより、安心して子育てができる環境を整備します。	子育て支援センター（こども家庭課）
	家庭児童相談	育児に関するすべてのことについての面接相談・電話相談を実施します。	家庭児童相談室（こども家庭課）

対象	事業名	内容	担当課
■ 子どもをもつすべての世帯	母子・父子家庭相談	母子・父子自立支援員を配置し、経済的・精神的に不安定なひとり親家庭への経済上・生活上の相談を行います。	家庭児童相談室（こども家庭課）
	子育て支援事業に関する情報提供（インターネットを活用した情報提供）	子育て支援事業に関する積極的なPRを行うとともに、より伝わりやすい情報提供の方法を検討します（メールマガジン等の新設など）。	こども家庭課
	女性相談	子育てや夫婦関係など女性が抱える悩みごとの相談に応じます。	交流学び課
	養育支援訪問事業	妊娠、出産、育児期に養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師・看護師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。児童虐待等、親子関係に問題が生じた家庭の支援を行います。	健康課 家庭児童相談室（こども家庭課）

メニュー ④ 子どもの保育・教育を応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ 0～2歳	ブックスター	6か月児を対象にし、絵本の読み聞かせの体験とともに、絵本を手渡すことで、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しくあたたかい時間をもつきっかけ作りをします。	図書館
■ 0～2歳 ■ 3～5歳	異年齢交流事業	公設民営園を含む全公立保育園で実施します。入園前の乳幼児とその保護者を対象に、保育園児との交流を通じて、遊びの楽しさや育児について学びあえる場とします。	保育園（こども家庭課）
	福祉施設における高齢者と保育園児の交流	「老人憩いの家」に年2回保育園児を招待し、デイサービスを利用する高齢者と子どもたちとの交流の機会を設けます。	高齢者福祉課
	ショートステイ	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行います。	家庭児童相談室（こども家庭課）

対象	事業名	内容	担当課
■ 0~2歳 ■ 3~5歳	保育	保護者の就労・病気等により家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育し、心身の健全な発達を図ります。	こども家庭課
	低年齢児保育	就労等の理由により、低年齢（0歳～2歳）から児童を保育所に入所させたいと希望する保護者のニーズに対応します。	こども家庭課
	休日保育	日曜・祝日の保護者の就労により家庭で保育することができない児童を保護者にかわって保育します。	こども家庭課
	時間外保育	民間も含めた保育園で、早朝、夜間の保育ニーズに対応します。（延長保育：無料）	こども家庭課
	一時保育	保護者の疾病や出産、リフレッシュや急な用事などの際に、一時的に指定保育園で乳児を保育します。	こども家庭課
	非定型保育	一時的な就労等の理由で、週3日を限度として断続的に家庭での保育が困難となる児童を保育します。	こども家庭課
	緊急一時保育	保護者の疾病や負傷、事故、出産、看護、介護等のやむをえない理由により、緊急かつ一時的（土・日曜日、祝日を含めて14日以内）に家庭での保育が困難となる児童を保育します（対象は、利用時に満1歳以上の児童のみ）。	こども家庭課
■ 0~2歳 ■ 3~5歳 ■ 小学生	ファミリーサポートセンター	育児の手助けをしてほしい人（依頼会員）と育児のお手伝いをしたい人（援助会員）どちらも希望する人（両方会員）とが、子育てのサポート役となってお互いに助け合う会員組織であり、広報活動の充実・強化をし、会員の増加を図ります。	ファミリーサポートセンター（こども家庭課）
	病児・病後児保育	ファミリーサポートセンター事業の一環として、病児・病後児を専用施設「おひさま」で一時的に預かります。	ファミリーサポートセンター（こども家庭課）
■ 0~2歳 ■ 3~5歳 ■ 小学生 ■ 中学生	保育園・学校の給食を陶磁器の器で提供	保育園・学校での給食を瀬戸市の伝統である陶磁器の器で提供します。	こども家庭課 学校教育課
■ 3~5歳 ■ 小学生	交通安全教育	交通コースで乗り物（自転車、三輪車）を提供したり、コースを利用し安全な歩行ルールなどの教室を開催します。	交通児童遊園（こども家庭課）

対象	事業名	内容	担当課
■ 小学生	放課後学級	小学校の余裕教室を利用し、地域住民との交流などを実施し、放課後における児童の健全な育成を図ります。また、放課後学級に地域の方が講師として参加し、特技や経験を伝えます。	こども家庭課
	放課後児童クラブ	労働等により扈間保護者のいない、小学生児童に対し、市から委託した施設において授業の終了後、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。	こども家庭課
■ 子どもをもつすべての世帯	ノベルティ・こども創造館	子どもたちにノベルティ（陶磁器製の置物や装飾品）製作の技術を伝え、粘土を使った創作体験等を提供することによって創造的な人材を育成し、郷土の産業文化の振興に寄与します。	ノベルティ・こども創造館

メニュー ⑤ 子どもと保護者の健康づくりを応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ 0～2歳	離乳食教室	調理実習を通して離乳食による育児不安の緩和や離乳期の食事についての基礎知識を習得し、育児相談の場とします。	健康課
	乳幼児健診での栄養指導（食育の推進）	乳幼児健診での栄養指導（食育の推進）をします。	健康課
	乳幼児健康診査	疾病の発見及び発育・発達の確認、乳幼児の健康保持増進を目的とし、3か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施します。	健康課
	乳児健康診査	乳児の健康の保持増進及び異常の早期発見・早期治療を図るため、1か月児・10か月の頃の児を対象に健康診査を医療機関に委託して実施します。	健康課
	健診時を活用した家庭教育支援	親同士の交流や家庭における親子のスキンシップ促進を目的とし、1歳6か月児健康診査において保育士による育児支援を行います。 1歳6か月健診時に待機時間を利用して子育て情報の提供と子育てミニ講座を実施することで親の要求に合わせサロンや相談等がスムーズに活用できるようにします。	健康課 こども家庭課

対象	事業名	内容	担当課
■ 0～2歳 ■ 3～5歳	歯科健康教室	う蝕の予防と早期発見・早期治療につなげるとともに保護者に知識の普及を図るため、2歳児及び4～5歳児に対して歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を実施します。	健康課
	乳幼児の健康相談	6か月児健康相談では、おすわりや下肢のつっぱり等の神経学的発達の確認と離乳食の進め方及び予防接種の受け方、事故防止等の保健指導を実施します。乳幼児健康相談では、育児に対する保健指導、乳幼児健診後の経過観察、健康情報の提供を行います。また、保護者の育児相談の場とします。	健康課
	予防接種	予防接種の実施によって、伝染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び、増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。	健康課
■ 小学生	児童生活習慣病対策	小学校5年生児童を対象に、血液検査を行い学童期からの生活習慣病対策につなげます。検査結果から、親子を対象にした健康教室を通じて、子どもの健やかな育ちを支援します。	健康課
■ 小学生 ■ 中学生	栄養指導・食育	栄養教諭・学校栄養職員を中心として食育の研究実践を進めています。また、各校で食育の実践を行います。	学校教育課
	家庭向けの食育の啓発	栄養教諭・学校栄養職員が中心となって、各校で食育を推進します。食育を推進するためには、家庭に食育によりを配布し、食育の授業を開講します。	学校教育課
■ 子どもをもつすべての世帯	基本的な生活習慣の徹底	家庭と連携しながら、健康・安全に生活するとともに、人と円滑に交流できる生活習慣の定着・伸長を図ります。学校・保育園・母子保健事業などを通して基本的な生活習慣の徹底を図ります。	健康課 こども家庭課 学校教育課
	スポーツ教室開催	多種多様なスポーツ教室を開催します。	交流学び課

メニュー ⑥ 子育て家庭の居場所づくりと仲間づくりを応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ 0～2歳	赤ちゃんサロン	7か月までの乳児と母親が集まることができる場所の提供、母親同士のネットワークづくりの援助、育児・健康情報の提供を行います。	健康課
■ 0～2歳 ■ 3～5歳	プレイルーム（各種イベント）	親子で参加し様々な体験をする場、異年齢交流を図る場として開催します。	プレイルーム
	保育園の施設開放	保育園入園前の乳幼児とその保護者を対象に、園庭開放、空き部屋開放として保育園を開放し、遊びながら親子で保育園生活の体験をしてもらいます。また、必要に応じて子育て相談にも応じます。	保育園（こども家庭課）
	つどいの広場	子育て親子が集う場として実施します。	せとっ子ファミリー交流館（こども家庭課）
	育児サロン	就園前の子どもとその保護者を対象に親子ふれあいの場、子育て仲間の出会いの場、情報交換の場となる機会を提供します。また、保育士、主任児童委員、ボランティアが、子育て相談や発達支援等を行います。	子育て支援センター（こども家庭課）
	プレイルーム（育児サロン、育児講座）	子育て親子の集える場として、子育て支援に関する講座等を通じて児童健全育成を図ります。	プレイルーム
	幼児教室	保護者と子どもが教室で一緒に遊びを体験する中で子どもの求めに応じて関わることの大切さを知り、子どもの動きに沿った適切な対応ができるように関わり方を学びます。また、保護者同士が悩みや情報を共有し、交流できる場とします。さらに、子どもの健全な発達を促し、必要に応じて他機関へつなげます。	健康課

対象	事業名	内容	担当課
■ 子どもをもつすべての世帯	親子ふれあい広場	家族でのふれあい活動や自然活動を実施します。	交流学び課
	子育て支援講座	子育て中の親を対象に子育てに役立つ講座を開催します。多くの方に子育てについて学んでもらえるよう、親子での参加又は託児付きでの参加などの方法で開催します。また、子育てから離れ、リフレッシュする機会や親の自己啓発・学びの場を提供するとともに、親同士の交流の機会をつくります。	交流学び課
	子育てサークルの拡充・支援	支援活動応援補助金等により子育てサークルの自立を支援し、拡充を図ります。	子育て支援センター（こども家庭課） 交流学び課
	ひとり親家庭への子育て仲間づくり	母子福祉会に加入しているひとり親家庭の親が集まり、交流を図る機会を提供します。	こども家庭課
	母子家庭等親と子の自然観察会	ひとり親家庭の親子が自然と触れ合い、同じ境遇の仲間と交流する機会を提供します。	こども家庭課

メニュー ⑦

サポートが必要な子どもとその保護者を応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ 0～2歳	低出生体重児の家庭訪問	2,500g未満で出生した児を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、育児支援を行います。	健康課
	療育相談「おおぞら」	発達上の問題や障害のある乳幼児の子育てに悩む保護者へ相談・援助を行います。	のぞみ学園 (こども家庭課)
	在宅の療育支援「子ねこ教室」	関係機関との連携を基に障害の早期発見、早期療育を目標に在宅乳幼児の療育支援を行います。また、児童発達支援センターとして、身近な地域で発達上の問題や障害のある在宅乳幼児の家族支援を行います。	のぞみ学園 (こども家庭課)

対象	事業名	内容	担当課
■ 0~2歳 ■ 3~5歳	おもちゃ図書館	障害のある子ども達や地域の子ども達がおもちゃを通して楽しく遊ぶ経験をし、心豊かに育ち合い、出会いとふれあいの機会となるようボランティアの運営により開催します。	社会福祉協議会
	子育て短期支援利用	保護者が病気その他の理由により養育できなくなったとき、乳児院・児童養護施設にて一定期間預かり養育します。	家庭児童相談室（こども家庭課）
	巡回療育指導	申請のあった園に指導者がお出向き、園の中における対象児の指導の仕方について指導します。支援関係者全体でのディスカッションをもとに支援策の検討、ケーススタディを実施します。また障害児の療育に携わる療育機関が相互に連携・協調し、障害児に対する効果的な療育方法を継続支援します。	発達支援室（こども家庭課）
	障害児保育	6園を障害児受け入れ指定園として、入所判定会議の結果に基づいて入園を認めます。また、同じく入所判定会議の結果に基づいて、障害の程度などにより、障害児受け入れ指定園以外の通常の保育園でも入所が可能と判断された児童の入所も認めます。	こども家庭課
■ 3~5歳	児童発達支援センター「のぞみ学園」	障害のある幼児を日々保護者のもとから通園させ、基本的生活習慣の自立、集団生活への適応を母子通園や地域保育園との交流を取り入れながら、個別指導を基盤に指導します。また、児童発達支援センターとして、通所利用児だけでなく、身近な地域の障害児やその家族の支援を行います。	のぞみ学園（こども家庭課）
■ 0~2歳 ■ 3~5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	養育相談 障害児相談	発達上の問題や障害のある子をもつ家庭の相談を受けます。 必要に応じて関係機関と連携し、対応・支援を協議します。	家庭児童相談室（こども家庭課）
	保育と教育の連携	幼児期から学齢期へスムーズな移行ができるよう、一人の子どもを一貫した視点で支援できるよう全地域で交流・引継ぎを図ります。	こども家庭課 学校教育課
■ 小学校	放課後デイサービス	学校通学中の障害児に対して、保護者が放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所つくりを推進します。	社会福祉課

対象	事業名	内容	担当課
■ 小学生 ■ 中学生	いじめ・不登校・暴力行為等への対応	いじめ・不登校や暴力行為については、各校で対策委員会を設置して、防止に努めます。また、スクールカウンセラーや心の相談員、適応指導教室等関係諸機関と連携し、情報の共有化、すばやい対応に努めます。	学校教育課
	気軽に相談ができる環境づくり	各学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや友人関係等の悩みを気軽に相談できる環境を設定します。	学校教育課
	外国人児童・生徒の教育	外国人児童生徒が日本の学校で教育を受けるために、母国語による支援と日本語習得の支援を行います。また、保護者との円滑な意思疎通を図ります。	学校教育課
■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	特別支援学校	瀬戸市立瀬戸養護学校（小・中・高学部）での肢体不自由児童生徒の教育を実施します。	学校教育課
	特別支援教育	従来の特殊教育の対象者だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症などを含めて、障害のある子ども一人ひとりの教育のニーズに応じた適切な教育を行います。	学校教育課
■ 子どもをもつすべての世帯	発達支援室	発達障害の疑いのある子及び保護者について、発達相談、発達検査を行うとともに、支援者及び一般市民への発達障害への理解を深める啓発事業を行います。	発達支援室 (こども家庭課)
	サポートが必要な子の支援	サポートが必要な子のための幼児期・学齢期の預かりの場の拡充や関係機関との連携、福祉サービスの充実を図ります。 また、療育・親子教室や発達相談、就労相談を実施し、保護者を支援します。 さらに、貧困家庭や貧困児童、外国籍児童、不登校児童等への多様な支援を実施します。	社会福祉課 こども家庭課 学校教育課 のぞみ学園 (こども家庭課) 障がい者相談支援センター 発達支援室 (こども家庭課) 家庭児童相談室 (こども家庭課)
	児童虐待等の対応	児童虐待等、親子関係に問題が生じた家庭の支援を行います。	家庭児童相談室 (こども家庭課)

■ 子どもをもつすべての世帯	児童虐待等防止関係機関連絡会議	児童虐待の防止と早期発見のため、保健所・医療機関等の連携を図ります。また、児童虐待が発生した場合、速やかに児童相談所職員と連携して対応します。 虐待予防の取り組みとして、乳幼児健康診査等における虐待及び虐待疑い事例の早期発見、育児相談や家庭訪問などの育児支援、関係機関との連絡調整を実施します。	健康課 家庭児童相談室（こども家庭課）
	学習等支援	生活貧困家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施します。	社会福祉課

メニュー ⑧ 質の高い学びと成長を応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ 小学生	体験学習	青少年向けに、余暇時間を利用して、星空観察会などの自然とのふれあいの場を提供します。	こども家庭課
■ 小学生 ■ 中学生	未来創造事業	児童生徒の発想を生かした創造的な取り組みを通して、児童生徒1人ひとりに未来を切り拓く力を育む支援をします。	学校教育課
	性教育	性教育推進委員会が、性教育指導用資料「明日へのあゆみ」の作成・改訂を行います。この資料を使用し、各校で性教育を実践します。	学校教育課
	やきもの文化を教材とした学習	瀬戸の産業や文化を理解する機会として、「やきもの」を教材とした学習を行います。	学校教育課

対象	事業名	内容	担当課
■ 小学生 ■ 中学生	環境教育の推進	自然体験、地域の自然環境の理解、環境への負荷の低減などを学ぶ環境教育を充実します。	学校教育課
	国際理解教育の推進	ALTの有効活用・近隣大学や地域人材の協力により、小中学校の英語授業や国際理解学習の充実を図ります。	学校教育課
	学校サポーターの配置	市内小中学校に学校サポーターを配置し、児童生徒の学習活動の個別支援を行います。	学校教育課
■ 中学生	基礎学力の定着	学力テスト（NRT、CRT）を各中学校で実施するように費用を補助し、各校での学力把握の機会を設けます。また、瀬戸の学び創造委員会を発足させ、瀬戸市内小中学校の児童生徒の学力の向上に向けて、対策を協議し、市内小中学校に提言します。	学校教育課
■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	文化体験講座	瀬戸市文化協会会員を講師とし、小学生から高校生までの初心者を対象とした伝統文化講座を開催します。	文化課
	子ども会	瀬戸市子ども会連絡協議会（通称：瀬子連）を中心に、子ども会の本来の目的である「子ども自身で企画し、開催する」事業が実施できるよう地域の子ども会を支援するとともに、ジュニアリーダーを育成します。また、様々な団体と連携して行事を開催するなど、多世代交流の機会を創出します。	こども家庭課
■ 子どもをもつすべての世帯	環境に関するイベント・セミナーの開催	子ども同士や親子で参加できる自然体験や環境学習などの機会を提供します。	環境課

メニュー ⑨ 次代を担う子どもの育成を応援します！

対象	事業名	内容	担当課
■ 3~5歳 ■ 小学生	園児及び小学生に対する交通安全指導	園児及び小学生に対し、交通安全教室を開催し、交通ルール、マナーを教えるとともに、小学生の登下校時間帯に通学路上において、交通指導及び子どもたちの安全確保を行います。	生活安全課 交通児童遊園（こども家庭課）

対象	事業名	内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 	消防クラブ	幼年期から正しい火の取扱いについて学び、火遊び等による火災の減少を図り、将来の地域防災を担う人材を育成するとともに、園児を介して家族等にも防火等に関する広報活動を行います。また、学校教育の課外活動や地域活動の中で防火思想の普及に協力します。	消防課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学生 ■ 中学生 	キャリア教育の推進	<p>将来の地域産業の振興を見据え、子どもたちの健全育成に関わる諸関係団体等が連携し、子どもたちが健全な人生観、社会観、仕事観を育み、将来のそれぞれの進路を主体的に考える力を育むため、体系的なキャリア教育を実施します。</p> <p>職業に関する理解を深め、前向きな職業観・勤労観を育むため、職場体験や市民講師による職業講話、生産・販売体験活動などを行います。</p>	産業課 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 中学生 ■ 高校生 	中高生と園児との交流事業	中高生が乳幼児を知る機会となるように交流体験を行います。	せとっ子ファミリー交流館（こども家庭課）
	中高生の乳児との触れ合い体験	中高生が乳児や親と触れ合うことにより、子育ての楽しさを知ってもらうとともに、自己肯定感を育む機会を提供します。	子育て支援センター（子ども家庭課）

メニュー ⑩**保護者の就労・再就職を応援します！**

対象	事業名	内容	担当課
■ 子どもをもつすべての世帯	キャリアアップ講習	就労・キャリアアップを希望する女性の支援として講座等を開講します。	交流学び課
	せと・しごと塾	子育てしながら働くことのできる環境を整備するため、一つの就労形態として「起業」の方法を学ぶ場を提供します。	産業課
	母子家庭自立支援給付金の支給	ひとり親家庭の親が就職する際に有利であって、生活の安定につながる資格の取得を促進するため、給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。特定の国家資格を目指す方が対象の「高等職業訓練推進給付金」と、比較的容易に取得できる資格を目指す方が対象の「教育訓練給付金」を支給します。	こども家庭課

メニュー ⑪**保護者のワーク・ライフ・バランスを応援します！**

対象	事業名	内容	担当課
■ 子どもをもつすべての世帯	男女共同参画啓発	情報誌の発行、フォーラムの開催、子育ても含めた家庭、職場、地域における男女共同参画の啓発をします。	交流学び課
	学びキャンパス	市民が学習者であると同時に、学習指導者であるという視点に立ち、市民による学習講座の企画・運営を支援する学びキャンパス（市民の手による開放型相互学習システム）の運営を行います。	交流学び課
	安心して働ける就業環境づくりへの普及・啓発	事業主や労働者等に対し、働きやすい環境づくりをバックアップする制度等の啓発及び事業を実施します。	産業課

メニュー ⑫**世代を越えた子どもとの交流を応援します！**

対象	事業名	内容	担当課
■ 小学生	移動児童館	子育て支援部会等ボランティアの協力により、各小学校や公民館で定期的に開催します。	交通児童遊園 せとっ子ファミリー交流館（こども家庭課）
■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	児童館ボランティア養成	定例教室、夏休みなどの教室、移動児童館、イベントなどに協力いただける児童館ボランティアの養成及び育成を行います。	交通児童遊園（こども家庭課）
■ 子どもをもつすべての世帯	地域力の推進	地域活動の中に子どもたちが参画し、多世代交流を図ります。また、地域活動の中で「子育て支援」を行い、地域内での子育て支援活動を充実します。	地域活動支援室
	子育て支援者研修会	子育て支援活動をされる方の資質向上と交流を図ることを目的とした研修講座を開催します。	交流学び課
	子育てボランティア養成	地域子育てサロンボランティアやサークルを支援するボランティアの養成及び育成を行います。	せとっ子ファミリー交流館（こども家庭課）

メニュー ⑬**子育てにかかる経済的負担を応援します！**

対象	事業名	内容	担当課
■ これから親になる世代	瀬戸市一般不妊治療費等助成事業	一般不妊治療等を受けている方に対して、不妊治療等に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、治療を受けやすい環境をつくります。	健康課
■ 0～2歳	養育医療給付事業	出生時に未熟児で2,000g以下又は生活力が特に薄弱で医師が入院養育を必要と認めた場合、指定医療機関に収容して養育に必要な医療を行う場合に、申請により給付します。	国保年金課

対象	事業名	内容	担当課
■ 0～2歳 ■ 3～5歳	送迎用自転車貸出	保育園等に幼児2人を乗せて送迎する世帯に自転車を貸し出します。	こども家庭課
■ 3～5歳	幼稚園就園奨励費の支給	私立幼稚園の設置者が一定額以内の所得の保護者に対し授業料等の減免を実施する場合に、私立幼稚園に補助金を支給します。	こども家庭課
■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生	子ども医療費の助成	子どもの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。中学3年生までの健康保険加入者は、保険医療自己負担分が無料になります。	国保年金課
■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	児童手当支給	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給します。	こども家庭課
	愛知県遺児手当の支給	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限あり） <手当額> 児童1人につき 1年目～3年目 月額 4,350円 4年目～5年目 月額 2,175円	こども家庭課
	児童扶養手当の支給	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。（所得制限あり） <手当額> 児童1人の場合 月額 42,000円（全額支給）、月額 41,990円～9,910円の範囲（一部支給） 児童2人の場合 5,000円加算 児童3人以上の場合 1人増すごとに3,000円加算	こども家庭課
	特別児童扶養手当の支給	身体、知的又は精神に中度・重度の障害（又は病状）のある20歳までの児童を養育している家庭に手当を支給します。	社会福祉課
	育成医療給付事業	身体の障害により放置すれば障害を残すと認められ、手術を伴う外科的治療等により確実な治療効果を期待できる18歳未満の児童に医療給付します。	社会福祉課

対象	事業名	内容	担当課
■ 0～2歳 ■ 3～5歳 ■ 小学生 ■ 中学生 ■ 高校生	小児慢性特定疾患治療研究事業	児童福祉法第 21 条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付等を行います。	瀬戸保健所
	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	健康課
■ 小学生 ■ 中学生	瀬戸市遺児修学手当の支給	義務教育就学中の児童を養育しているひとり親家庭等に支給します。(所得制限なし) <手当額> 児童 1 人につき 月額 2,000 円	こども家庭課
	要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	小中学生の子をもつ家庭の中で生活保護を受けている(要保護)、母子家庭、経済的に困窮している等の家庭に対し学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を市から援助します。	社会福祉課
■ 高校生	私立高等学校事業費補助事業	市内の私立高等学校(2校)の健全な事業運営を図るため、日常的に必要な教具等の整備事業にかかる経費を補助します。	学校教育課
	福祉奨学金の支給	経済的理由により高等学校又はこれと同程度の学校における修学が困難な市県民税の非課税世帯の生徒に対し奨学金を支給します。	社会福祉協議会
■ 子どもをもつすべての世帯	ひとり親家庭の子どもへの各種用品券の支給	歳末たすけあい募金配分事業として、①介護保険の要介護認定区分4と5の者、②身体障害者手帳1級と2級の者、③療育手帳A判定の者、④精神保健福祉手帳1級と2級の者、⑤母子父子家庭等で母子家庭等医療受給者証等のある 18 歳未満の子を対象に 2,000 円相当の①介護用品券、②福祉タクシー券、③図書カード、④シルバー人材センターサービス提供券のうちいずれか 1 種類を支給します。	社会福祉協議会

対象	事業名	内容	担当課
■ 子どもをもつすべての世帯	子育て家庭優待事業(はぐみんカード事業)	子育て家庭に、「はぐみんカード」を配布します。「はぐみん優待ショップ」でカードを提示することにより、お店が独自に設定する商品の割引やサービスなど様々な特典が受けられます。	こども家庭課



第2章 事業計画数値目標

1. 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

本市においては、今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、市全域の1圏域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

ただし、放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業については、子どもや保護者の居宅に近い範囲での利用を考慮し、中学校区を教育・保育提供区域として設定します。

2. 数値目標一覧

(1) 平日日中の教育・保育事業

【事業概要】

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとあります。

【事業の内容】

(教育・保育施設)

保育園：就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設

幼稚園：満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設

認定こども園：保育園・幼稚園の機能を併せもつ施設

(地域型保育事業)

小規模保育：比較的小規模（6～19人）できめ細かな保育を実施する施設

家庭的保育：少人数（5人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅等できめ細かな保育を実施する施設

居宅訪問型保育：訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

事業所内保育：企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援のために設置する施設

【量の見込み】

(単位:人／日)		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	①<3号認定>（認定こども園及び保育所+地域型保育）	66	65	63	61	60
1・2歳	②<3号認定>（認定こども園及び保育所+地域型保育）	637	626	616	603	586
0～2歳	①+②合計	703	691	679	664	646
3歳～	③<1号認定>（認定こども園及び幼稚園）	1,737	1,716	1,691	1,654	1,629
	④<2号認定>（幼稚園）	348	344	339	332	326
	③+④合計(⑥)	2,085	2,060	2,030	1,986	1,955
3歳～	⑤<2号認定>（認定こども園及び保育所）	1,227	1,213	1,194	1,170	1,150
	⑥+⑤合計	3,312	3,273	3,224	3,156	3,105

【確保方策】

(単位:人／日)		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0歳	①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)	72	72	72	72	72
1・2歳	②<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)	580	629	629	629	629
0～2歳	①+② 合計	652	701	701	701	701
3歳～	③<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)	1,714	1,718	1,723	1,730	1,736
	④<2号認定>(幼稚園)	348	344	339	332	326
	⑤<2号認定>(認定こども園及び保育所)	1,563	1,587	1,587	1,587	1,587
3歳～	③+④+⑤ 合計	3,625	3,649	3,649	3,649	3,649

- 3号認定に該当する3歳未満児は、公立保育所の民営化や小規模保育所等の地域型保育事業の拡充により、平成28年度に待機児童が解消される見込みです。
- 1号認定（幼稚園を希望する2号認定含む）に該当する3歳以上児は、市内幼稚園及び広域利用分の提供体制を踏まえ、量の見込みを充足できる予定です。
- 2号認定に該当する保育の必要性がある3歳以上児は、市内の保育所の提供体制を踏まえ、量の見込みを充足できる予定です。

【保育所の活用について】

児童数の減少及び地域型保育事業（小規模保育等）へのニーズ増加により、特定教育・保育施設のうち、公立保育所の利用が減少する可能性があります。

子育て支援事業（子育て相談等）の実施やサポートが必要な児童の受入枠の増加など、今後は公立保育所の活用方法も併せて検討していきます。

各年度の定員（予定）

		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園	1号認定(3歳以上)	2,062	2,062	2,062	2,062	2,062
保育園	2号認定(3歳以上)	1,563	1,587	1,587	1,587	1,587
	3号認定(3歳未満)	633	663	663	663	663

各年度の提供体制

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望が高い	左記以外				学校教育利用希望が高い	左記以外		
量の見込み		1,737	1,575		0歳	66	1,716	1,557		0歳	65
			348	1,227	1, 2歳	637		344	1,213	1, 2歳	626
(他市町村の子ども)	尾張旭市	200					尾張旭市				
確保方策	特定教育・保育施設		1,563		0歳	72		1,587		0歳	72
					1, 2歳	561				1, 2歳	591
	確認を受けない幼稚園	市内 1,862 尾張旭市 50					市内 1,862 尾張旭市 50				
	(他市町村の子ども)	尾張旭市 200					尾張旭市 200				
	特定地域型保育事業				0歳	0				0歳	0
					1, 2歳	19				1, 2歳	38

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望が高い	左記以外				学校教育利用希望が高い	左記以外		
量の見込み		1,691	1,533		0歳	63	1,654	1,502		0歳	61
			339	1,194	1, 2歳	616		332	1,170	1, 2歳	603
(他市町村の子ども)	尾張旭市 200						尾張旭市 200				
確保方策	特定教育・保育施設		1,587		0歳	72		1,587		0歳	72
					1, 2歳	591				1, 2歳	591
	確認を受けない幼稚園	市内 1,862 尾張旭市 50					市内 1,862 尾張旭市 50				
	(他市町村の子ども)	尾張旭市 200					尾張旭市 200				
	特定地域型保育事業				0歳	0				0歳	0
					1, 2歳	38				1, 2歳	38

		平成31年度			
1号		2号		3号	
		学校教育利用希望が高い	左記以外		
量の見込み		1,629	1,476		0歳 60
			326	1,150	1, 2歳 586
(他市町村の子ども)	尾張旭市 200				
確保方策	特定教育・保育施設	1,587		0歳 72	
	確認を受けない幼稚園	市内 1,862		1, 2歳 591	
		尾張旭市 50			
	(他市町村の子ども)	尾張旭市 200			
特定地域型保育事業				0歳 0	
				1, 2歳 38	

(2) 時間外保育事業

【事業概要】

保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

【量の見込み】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
時間外保育事業	人／日	1,350	1,362	1,339	1,311	1,283

【確保方策】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
時間外保育事業	人／日	2,196	2,250	2,250	2,250	2,250

- 長時間・延長利用の量の見込みは、現状の保育園の提供体制で今後も確保できる予定です。

(3) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が扈間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごす事業です。

【量の見込み】

放課後児童クラブ 人／日	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	児童 クラブ	放課後 学級								
低学年 市全域	661	667	662	658	638	629	618	610	597	585
水無瀬	101	183	103	187	98	178	97	176	92	167
祖東	30		34		35		34		33	
南山	184	223	172	209	159	192	148	179	140	170
本山	34	33	37	37	38	37	35	35	32	31
幡山	96	57	95	56	90	53	91	54	94	56
品野	31	68	31	67	29	63	32	69	31	66
光陵	72	103	72	102	75	106	68	97	67	95
水野	113		118		114		113		108	
高学年 市全域	248	111	240	109	245	110	241	108	244	107
水無瀬	39	24	37	23	39	24	39	24	40	25
祖東	20		19		18		18		20	
南山	74	41	73	41	73	40	73	41	69	38
本山	21	4	19	4	19	4	16	3	18	4
幡山	29	10	29	10	29	10	29	10	29	10
品野	9	22	9	22	10	23	9	21	9	21
光陵	30	10	28	9	27	9	27	9	27	9
水野	26		26		30		30		32	
合計 市全域	909	778	902	767	883	739	859	718	841	692
水無瀬	140	207	140	210	137	202	136	200	132	192
祖東	50		53		53		52		53	
南山	258	264	245	250	232	232	221	220	209	208
本山	55	37	56	41	57	41	51	38	50	35
幡山	125	67	124	66	119	63	120	64	123	66
品野	40	90	40	89	39	86	41	90	40	87
光陵	102	113	100	111	102	115	95	106	94	104
水野	139		144		144		143		140	

【確保方策】

本市では放課後の子どもの居場所づくりとして、以下の2事業を実施していきます。

(放課後児童クラブ)

地域によっては学童保育などと呼ばれています。保護者が仕事などで屋間に家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供（19時まで利用可）するものです。サービスの利用にあたっては、一定の利用料が発生します。

(放課後学級)

法人や地域の方々の協力を得て、放課後や長期休暇に小学校余裕教室で、学習、スポーツ、文化芸術活動などを体験する取組み（17時30分まで利用可）です。保護者が働いているかどうかにかかわらず、すべての小学生が利用できます。

放課後 児童クラブ 人／日	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	児童 クラブ	放課後 学級								
市全域	954	781	994	821	1034	861	1074	901	1114	951
水無瀬	134	208	134	208	174	208	214	208	214	208
祖東	51		51		51		51		51	50
南山	299	264	299	264	299	264	299	264	299	264
本山	59	42	59	42	59	42	59	42	59	42
幡山	125	58	125	58	125	58	125	98	125	98
品野	44	96	44	96	44	96	44	96	44	96
光陵	105	113	105	113	105	113	105	113	145	113
水野	137		177	40	177	80	177	80	177	80

- 放課後児童クラブは、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項の面積を確保できるように設置します。
- 一部の中学校区において待機が発生する見込みですが、放課後児童クラブ及び放課後学級は、子育てに関するアンケート調査結果や学年進行表の状況を基に、ニーズの高い地域や児童数が増加する見込みのある地域に優先的に設置を検討します。（放課後学級は、小学校の余裕教室の状況をふまえ、順次全地域に設置する予定です。）
- 教育委員会において、余裕教室の確保を行い、福祉部局において運営業者の選定を行うなど、連携して放課後児童クラブと放課後学級の実施を目指します。
- 放課後児童クラブの指導員と放課後学級のコーディネーターが連携して、共通プログラムの内容検討を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となつた場合に限り、宿泊を伴つた一時預かりを行う事業です。

【量の見込み】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ショートステイ	人／年	0	0	0	0	0

【確保方策】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ショートステイ	人／年	0	0	0	0	0

- 子育てに関するアンケート調査結果により量の見込みはないため、過去の実績も考慮し確保方策は毎年「0」としますが、ショートステイ利用の必要がある場合は、隨時対応することとします。

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、“子育て支援センター”とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【量の見込み】

地域子育て支援拠点事業 (中学校区)	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
市全域	人／月	15,444	15,444	15,444	15,444	15,444
水無瀬	人／月	2,421	2,422	2,427	2,421	2,421
祖東	人／月	601	599	602	597	599
南山	人／月	4,392	4,404	4,396	4,390	4,402
本山	人／月	1,166	1,138	1,148	1,161	1,156
幡山	人／月	2,511	2,517	2,512	2,511	2,509
品野	人／月	1,316	1,315	1,314	1,318	1,317
光陵	人／月	1,042	1,043	1,045	1,046	1,042
水野	人／月	1,995	2,006	2,000	2,000	1,998

※アンケートで把握した量の見込みが実績を大きく下回るため、市としては地域子育て支援拠点事業の利用促進を積極的に図り、過去5年間の利用実績のうち最大数を利用目標数として仮定し、中学校区別の構成比を掛け合わせた数値を量の見込みとしました。

【確保方策】

地域子育て支援拠点事業 (中学校区)	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
市全域	箇所	3	3	3	3	3
水無瀬(プレイルーム)	箇所	1	1	1	1	1
祖東	箇所					
南山(交通児童遊園)	箇所	1	1	1	1	1
本山(ファミリー交流館)	箇所	1	1	1	1	1
幡山	箇所					
品野	箇所					
光陵	箇所					
水野	箇所					

- 既存の施設におけるサービス実施を継続するとともに、支援拠点施設の無い地域においては育児サロン（祖母懐（祖東学区）・山口（幡山学区）・赤津（祖東学区））を実施することにより、地域での子育て支援の拡充を図ります。
- 子育て支援拠点事業以外に、子育て相談窓口の充実をめざし、内容・方法等を検討していきます。

(6) 一時預かり

【事業概要】

幼稚園で行う一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育所の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的利用により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【量の見込み】

		(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園在園児 を対象とした 一時預かり	1 号認定による 利用	人／年	4,207	4,044	4,095	4,009	3,944
	2 号認定による 利用	人／年	11,287	11,693	11,524	11,524	11,357
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)		人／年	2,299	2,264	2,489	2,173	2,124

【確保方策】

		(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園在園児 を対象とした 一時預かり	1 号認定による 利用	人／年	4,207	4,044	4,095	4,009	3,944
	2 号認定による 利用	人／年	11,287	11,693	11,524	11,524	11,357
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)		人／年	2,299	2,264	2,489	2,173	2,124

- 量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(7) 病児・病後児保育

【事業概要】

病児保育は、普段保育所等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合に子どもを預かる事業です。病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。本市では以下の場所で病児・病後児保育を実施しています。

実施場所：おひさま（瀬戸市小金町42番地の5）

内 容：瀬戸市ファミリーサポートセンター会員が、病気等で集団保育が困難な児童を「おひさま」にてお預かりします。

対象児童：生後6か月から小学校3年生までの児童

利用日時：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始除く）

午前8時30分から午後7時まで

利用料金：1,200円/時間（瀬戸市在住の方は、400円/時間の補助制度あり）

【量の見込み】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育	人／年	733	723	710	695	680

【確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育	人／年	1,458	1,470	1,476	1,464	1,470

- 確保方策は1日定員6名と年間開所日数を基に算出しました。
- 量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業概要】

ファミリーサポートセンターは、子ども（乳幼児や小学生等）の預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動（有償）を行う事業です。

【会員について】

援助会員：市内在住の20歳以上の健康な方で、子育てのお手伝いをしたい方
(資格や経験は問いません)

依頼会員：生後57日から小学校6年生までの子どもを養育している方(市内在勤・
在学可)で、子育てのお手伝いをしてほしい方

※病児・病後児一時預かりの場合は、生後6か月から小学校3年生までの子どもに限ります。

両方会員：援助会員と依頼会員の両方を兼ねる方

【量の見込み】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリーサポートセンター	人／年	1,786	1,786	1,786	1,786	1,786

【確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリーサポートセンター (上段:低学年、下段:高学年)	人／年	776	641	650	651	651
		1,010	1,145	1,136	1,135	1,135

※確保方策は、小学生の利用数を基に検討しています。

- 量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするために、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

- 市役所のこども家庭課窓口において、専任の職員が子育てに関する様々な相談を受けるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図ります。

(10) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

妊娠中の定期健康診査のほぼすべてとなる 14 回分の健康診査費用を助成し、妊婦の健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援しています。(医療機関委託)

【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	人	917	902	877	855	835
確保方策		917	902	877	855	835

- すべての妊婦に対して、受診勧奨と指導を実施していきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後間もない赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、看護師・保健師・民生委員児童委員又は主任児童委員が訪問し、身長・体重の計測や育児相談、保健指導等を行います。

【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	人	917	902	877	855	835
確保方策		917	902	877	855	835

- すべての家庭について訪問を実施していきます。

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言・相談を行う事業です。

【事業内容】

低体重児訪問、母子保健訪問、養育支援 等

【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	人	581	581	581	581	581
確保方策		581	581	581	581	581

- 支援が必要であると判断した家庭すべてに対して訪問支援・援助を行っていきます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業実施に向けた検討を行います。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業実施に向けた検討を行います。

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について

すべての子どもや子育て家庭を対象に、子どもと保護者が地域の中で安心して育つことができるよう支援をしていきます。特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、質の高い教育・保育の提供を始め、妊娠期からの継続的な支援（妊婦健康診査、乳児家庭訪問）、子育てに関する相談機関（利用者支援事業、子育て支援拠点施設）、安全・安心な環境で子どもを一時的に預かる事業（一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター・放課後児童クラブ）の更なる充実を目指していきます。

また、今後以下の事業についても実施に向けて検討していきます。

【認定こども園の普及について】

本市では認定こども園は整備されていませんが、保育園・幼稚園等のニーズを隨時把握するとともに、保護者のニーズ等を勘案し、検討していきます。従って、具体的な設置数・整備数については本計画期間内では定めませんが、各事業者や関係部局等と協議を進め、実施方針について検討していきます。

【幼稚園教諭と保育士の合同研修について】

乳幼児期の子どもの健やかな発達の保障をめざし、幼稚園教諭と保育士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた質の高い学校教育・保育を提供できるよう、資質の向上を目指した研修等の開催を検討していきます。

【教育・保育施設、地域型保育事業所、小学校との連携について】

質の高い教育・保育を継続して提供するため、小学生と幼児との交流、保育士・幼稚園教諭と学校教諭との交流を図ります。また、発達支援を含めた途切れない支援の継続をめざし、子ども・子育て支援を行う者が連携し、必要な支援が提供できるよう、連携体制の確立を目指します。

第3章 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。本市においては、平成17年度に次世代育成支援対策地域行動計画（せとっ子未来計画）を策定し、次世代育成支援事業を推進してきました。その後、合計特殊出生率は平成17年の1.07から平成21年には1.21となりましたが、全国比ではまだ低い値を示しており、更なる子育て支援環境の充実が求められています。そこで、平成22年度から平成26年度までの後期計画策定を含め、前期に示した「めざす姿」を継承し、10年間（平成17年から平成26年）に渡って子育て支援の充実を図るための施策に取り組んできました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず我が国の少子化は依然として進行しており、子育ての孤立感や負担感が増加していること、特に都市部においては待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、各市町村において質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとなりました。

このような背景から、本市においても子育て支援施策の充実に向けた取り組みをこれまで以上に計画的に進めると、「子ども・子育て支援法」に基づく“瀬戸市子ども・子育て支援事業計画”を策定し、平成31年度を目標年度とする子育て支援に係る事業計画を定めました。また、本計画は、平成17年度から推進してきた“せとっ子未来計画”で定めた施策とも一貫性を保つ計画として位置づけています。

本計画に基づいた事業を計画的に進め、『子どもたちの「つながる心」と「生きぬく力」が育つまち』を目指します。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法は、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として制定されました。

同法の主なポイントとして3点が挙げられます。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

これらを推進することにより、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、すべての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

3. 計画の性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

4. 計画の策定及び推進体制

本計画は、市内の就学前の子どもをもつ保護者や、子育て支援に関わっている団体、これから子育てを行う世代、事業所など、幅広い方へアンケートを実施し収集したご意見をもとに、「子ども・子育て会議」で計画内容を審議し、策定したものです。

策定後は、子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、子ども・子育て会議にて、実施状況を調査・審議し、計画の内容の見直し等を図ります。

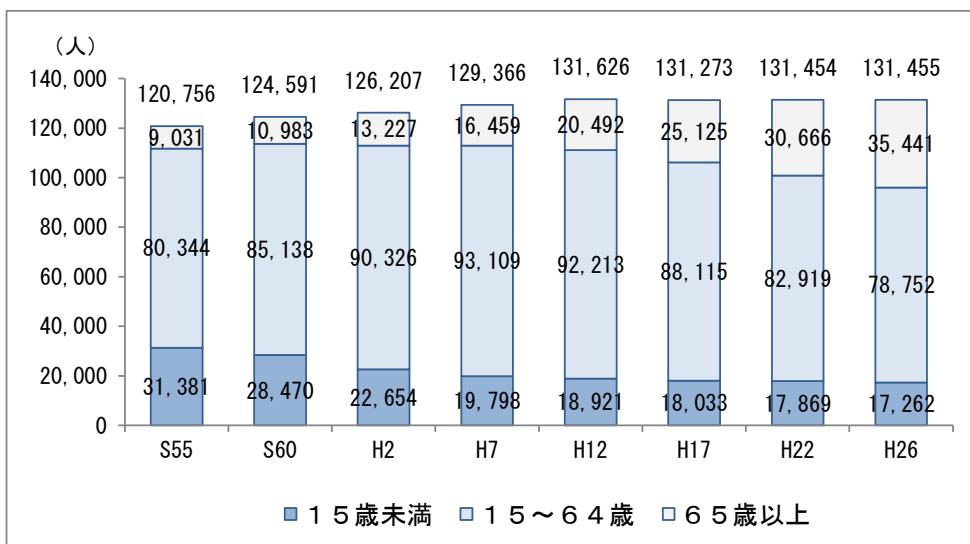
第4章 瀬戸市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口と出生の状況

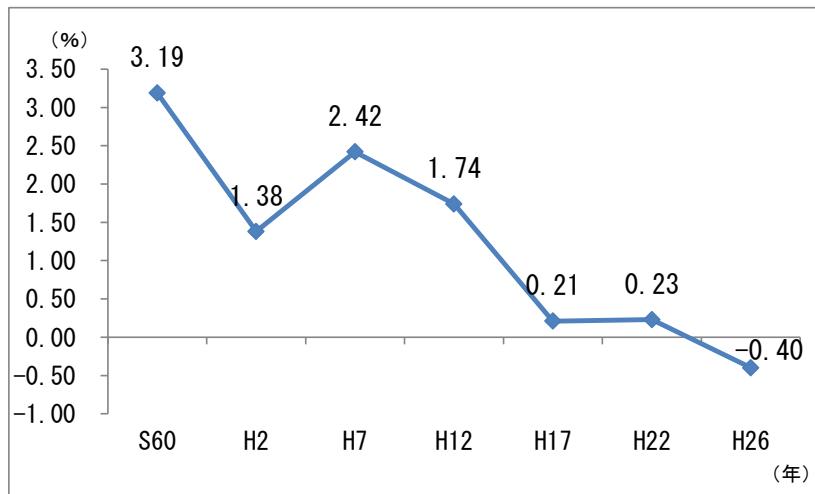
昭和55年から本市の人口を比較すると、昭和55年の120,756人から約10,000人増加し、平成26年は131,455人となっています。年齢3区分別にみると、「65歳以上」が昭和55年以降増加し続けています。「15歳未満」の人口は昭和55年では31,400人弱でしたが、平成7年以降は20,000人を下回り、減少し続けています。

図表1 人口の推移¹



人口増加率の推移をみると、上昇した平成7年（2.42%）以降は下降傾向にあり、平成26年では、22年比でマイナスに転じています。

図表2 人口増加率の推移²

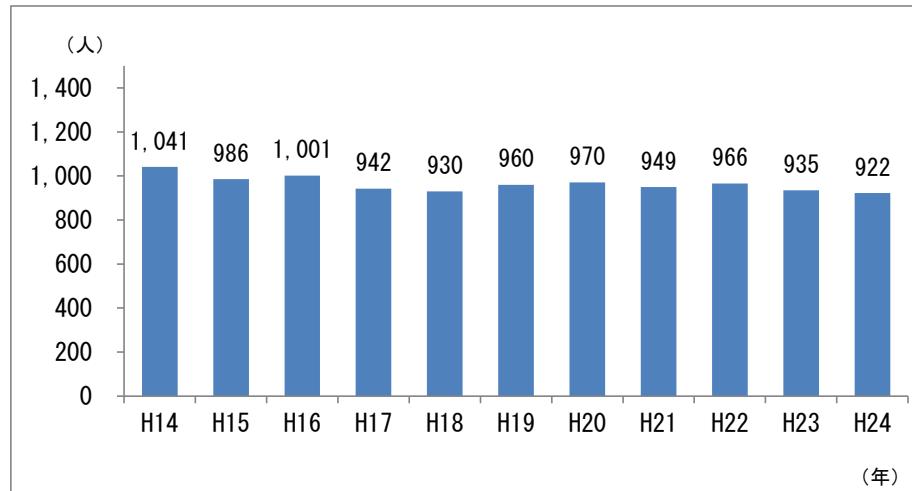


¹ 国勢調査※平成26年は瀬戸市市民課、年齢不詳人口を除く

² 国勢調査※平成26年は瀬戸市市民課

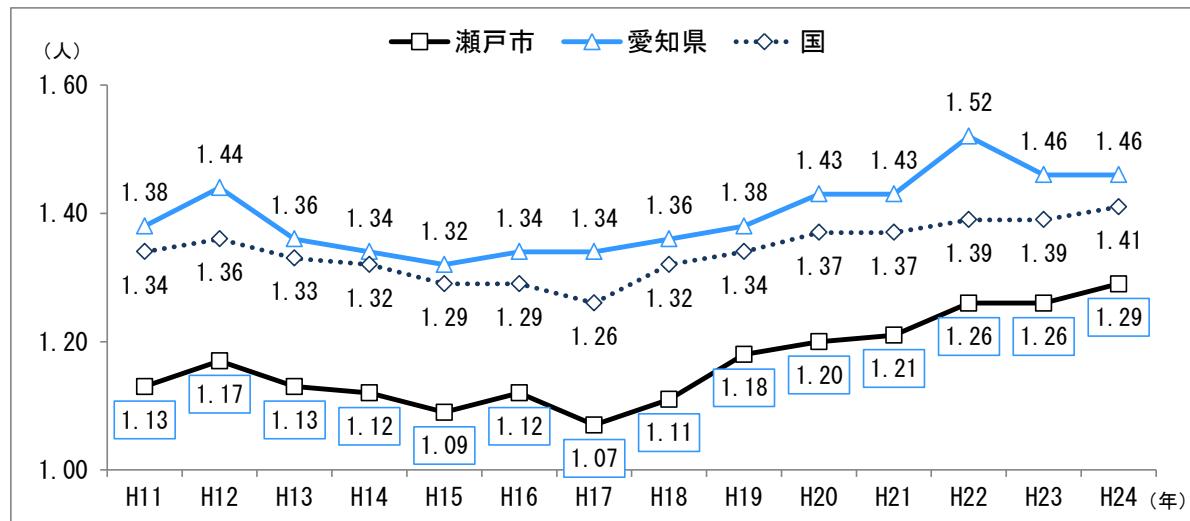
出生数の推移をみると、おおむね減少傾向であり、平成 17 年以降は 1,000 人を下回り、平成 24 年では 922 人と近年では最も低い状態で推移しています。

図表 3 出生数の推移³



合計特殊出生率は、増加傾向にあり、平成 24 年度で 1.29 人と最高値となっています。しかしながら、国、愛知県より低い状態で推移しています。

図表 4 合計特殊出生率の推移⁴



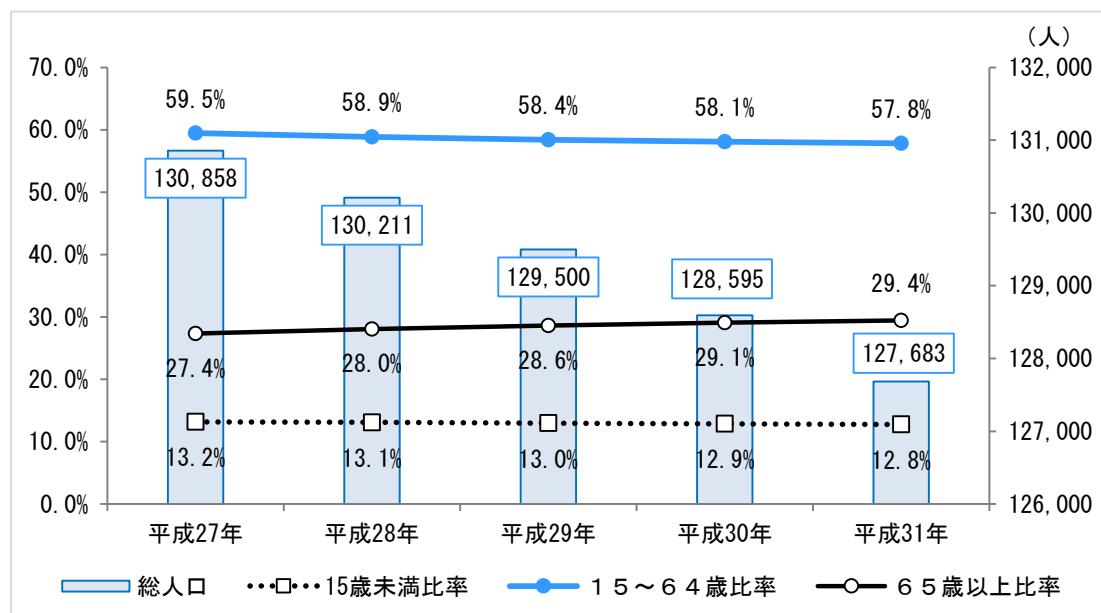
³ 愛知県衛生年報

⁴ 愛知県衛生年報

(2) 総人口の推計

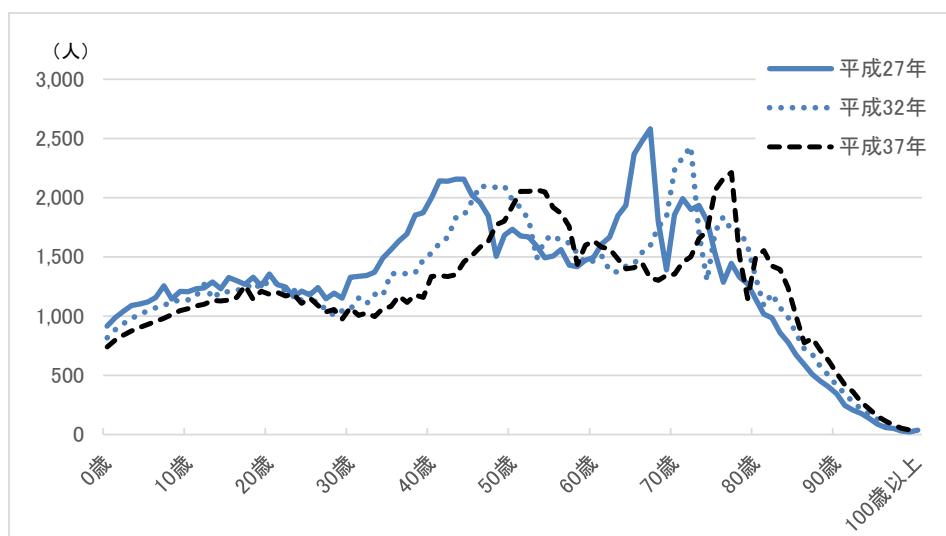
本市の計画期間中の将来推計人口は、平成 27 年が 130,858 人であるのに対し、平成 31 年には 127,683 人まで減少することが見込まれています。年齢 3 区別の人口比率は、15 歳未満と 15~64 歳が減少し続ける一方で、65 歳以上の比率は増加が続いていく少子高齢化の傾向が顕著となる見込みです。

図表 5 年齢 3 区別将来推計人口



また、平成 37 年までの長期的な年齢別的人口構造を 3 時点で比較すると、団塊の世代等の高齢化の進行が進む中、年少人口は徐々に下がっていく見込みです。

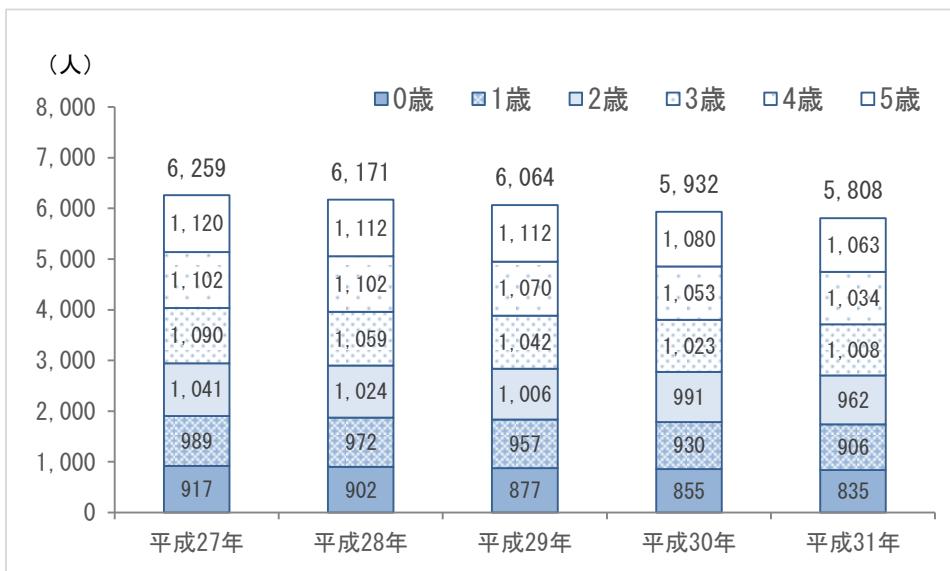
図表 6 年齢別人口構造の推移



(3) 子どもの数の将来推計

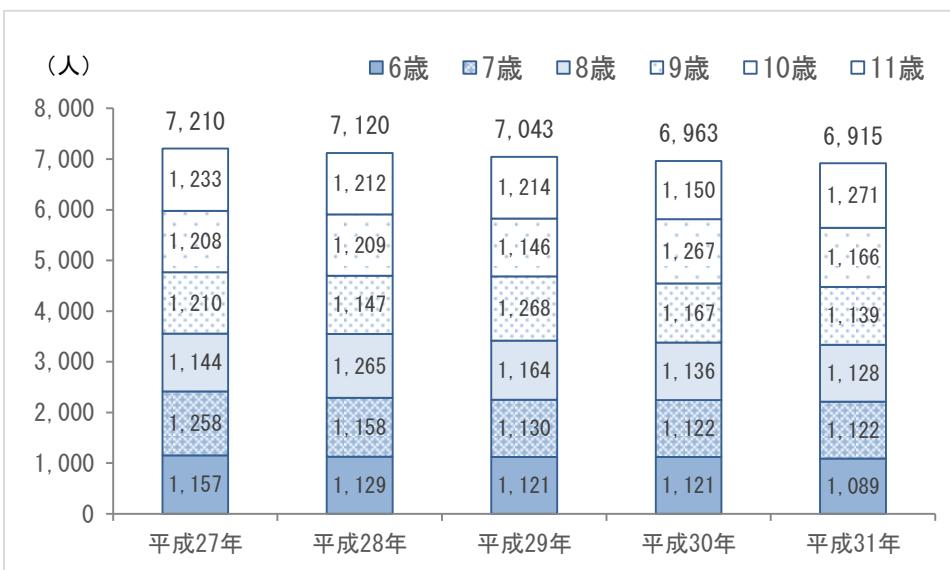
計画期間中の0歳から11歳までの将来推計人口において、0～5歳の推計人口は以下のとおりとなっており、平成27年の6,259人から、平成31年の5,808人まで、5年間で約400人の減少が見込まれます。

図表7 0～5歳児の将来推計人口



6～11歳の推計人口においても、平成27年の7,210人から、平成31年の6,915人まで、5年間で約300人の減少が見込まれます。

図表8 6～11歳児の将来推計人口

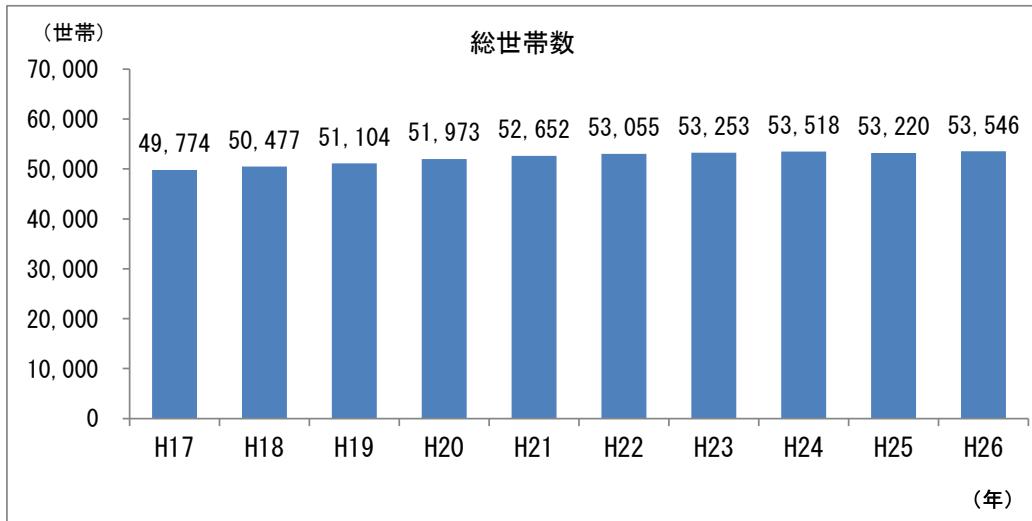


2. 家庭や地域の状況

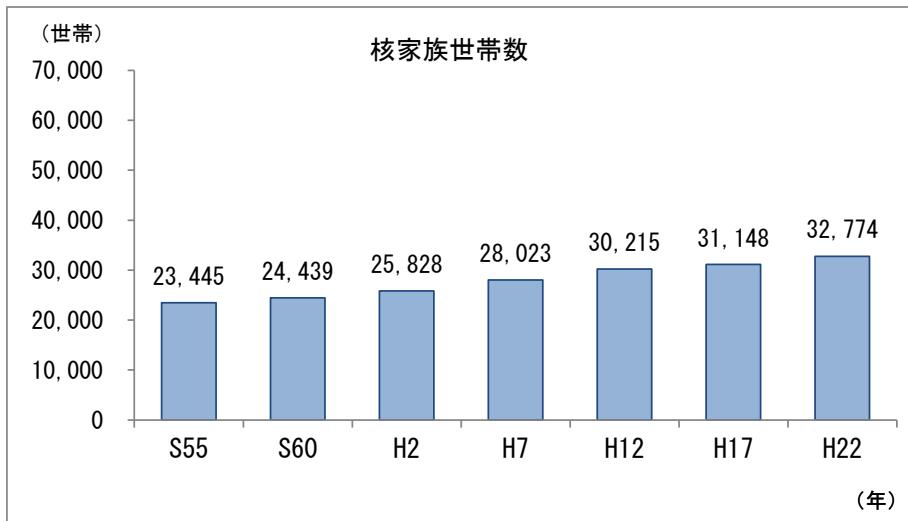
(1) 世帯の状況

世帯数の推移をみると、おむね増加傾向にあり、平成 26 年では 53,546 世帯となっています。核家族世帯数の世帯数をみても増加傾向にあり、平成 22 年では 32,774 世帯となっています。

図表 9 世帯数の推移⁵



図表 10 核家族世帯数の推移⁶

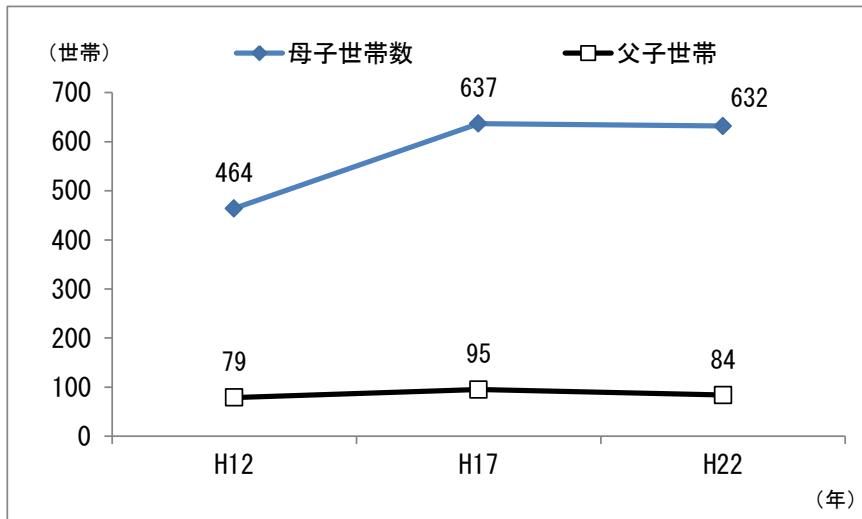


⁵ 濑戸市市民課

⁶ 国勢調査

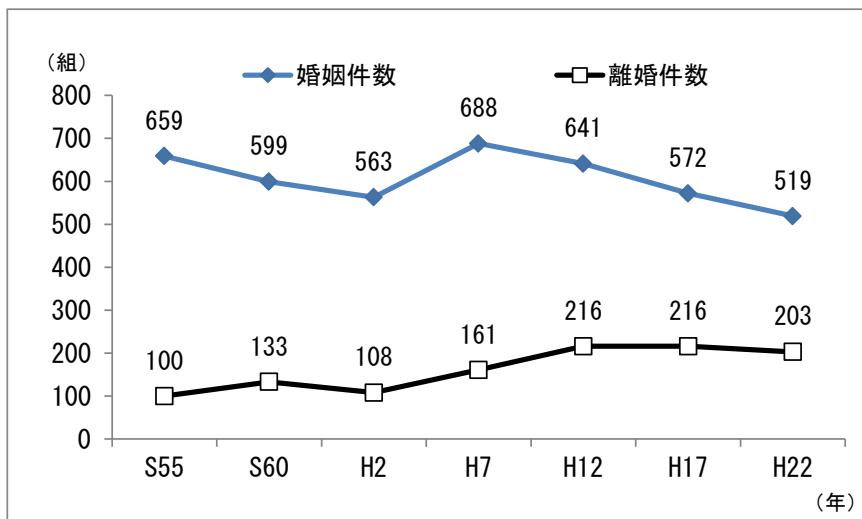
母子世帯数及び父子世帯数の推移をみると、平成 17 年まで増加していた母子世帯数は平成 22 年でほぼ横ばいに推移しています。父子世帯数は 80 世帯前後で横ばいに推移しています。

図表 11 母子世帯数及び父子世帯数の推移⁷



婚姻件数をみると、平成 7 年度（688 組）以降減少傾向にあり、平成 22 年度は 519 組となっています。離婚件数は増加傾向にあり、平成 22 年（203 組）には昭和 55 年（100 組）のおよそ 2 倍の件数になっています。

図表 12 婚姻件数及び離婚件数の推移⁸



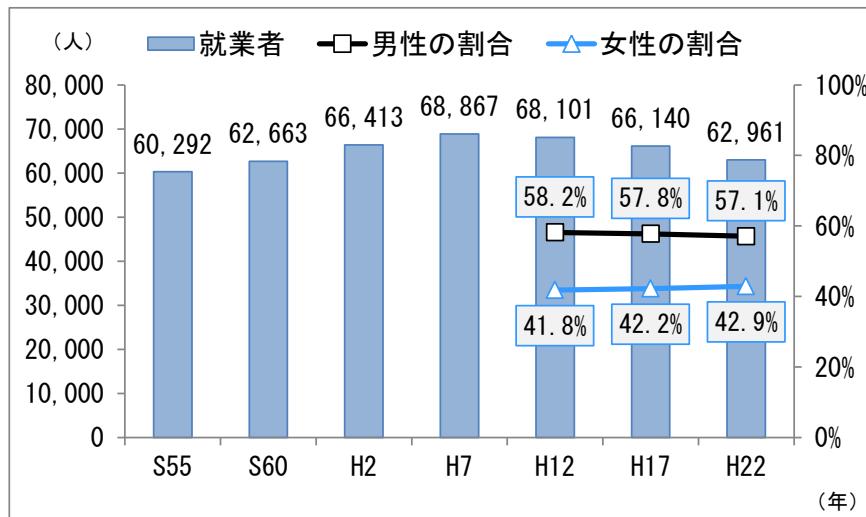
⁷ 国勢調査

⁸ 人口動態調査

(2) 産業と就労状況

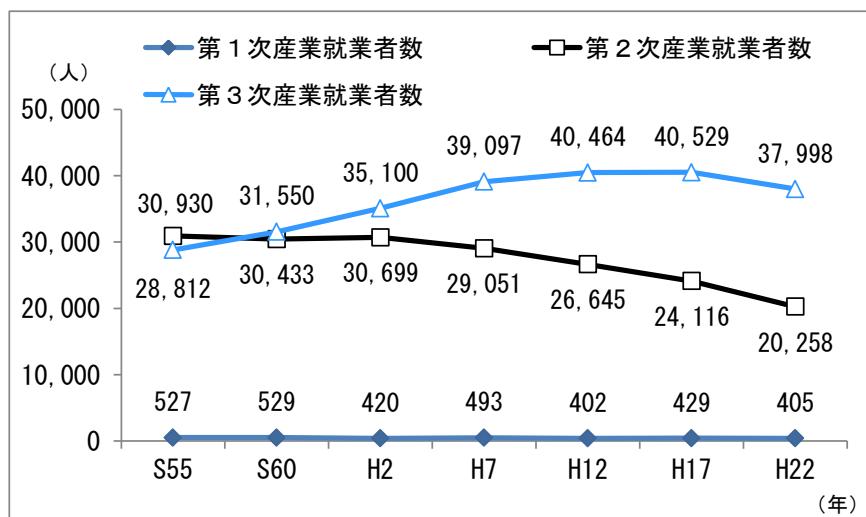
就業者数の推移をみると、平成 7 年以降減少傾向にあり、平成 22 年では 62,961 人となっています。就業者数に占める男性・女性の割合は、概ね 6 : 4 ですが、女性の割合が微増しています。

図表 13 就業者数の推移及び男女の割合⁹



産業種別就業者数の推移をみると、昭和 55 年以降「第 2 次産業就業者数」は減少し続けています。「第 3 次産業就業者数」は増加傾向にありましたか、平成 22 年に約 2,500 人減少して 37,998 人になっています。「第 1 次産業就業者数」は平成 2 年以降、400 人台で推移しています。

図表 14 産業種別就業者数の推移¹⁰

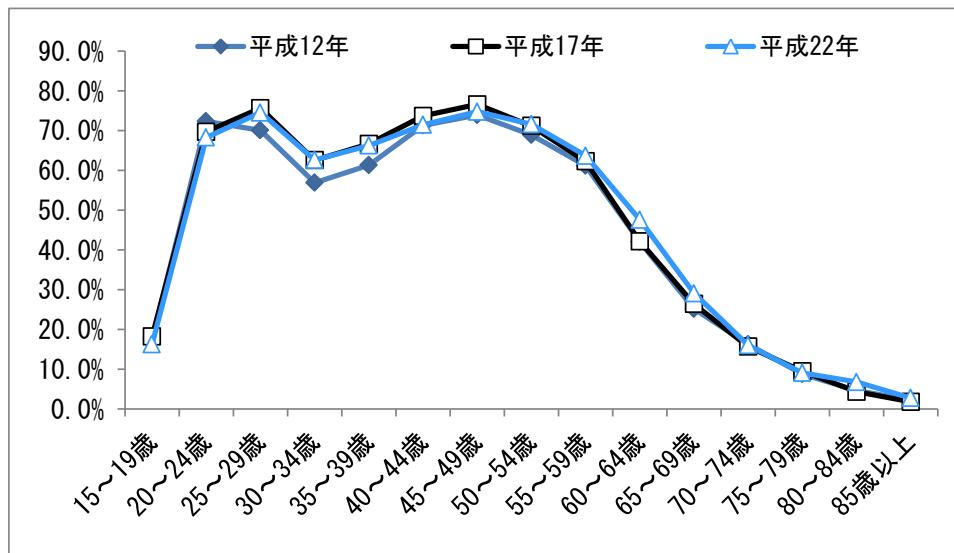


⁹ 国勢調査

¹⁰ 国勢調査

女性の年齢別労働力率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市においても30～34歳の労働力率が低下していますが、平成12年から平成22年を比較すると、M字曲線は浅くなっています、女性の結婚・出産・育児期の労働力率が上昇しています。

図表 15 女性の年齢別労働力率の推移¹¹



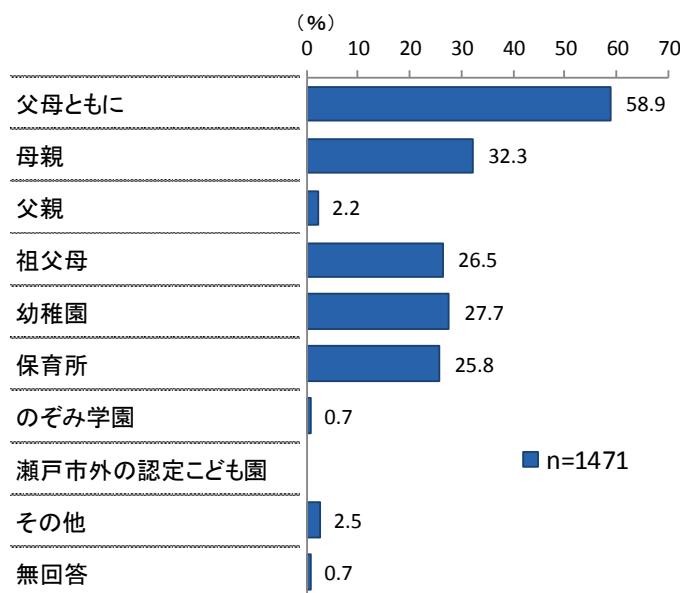
¹¹ 国勢調査

3. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

(1) 日常の子育ての状況¹²

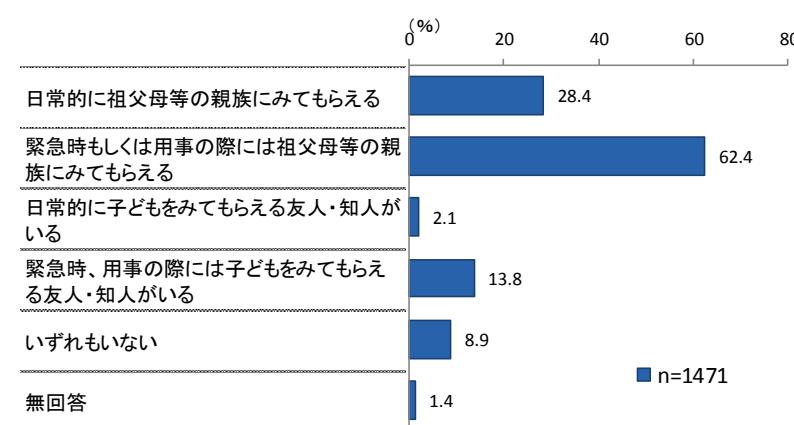
子育てに日常的に関わっている者は、「父母とともに」と回答した割合が最も高く58.9%で半数以上を占めており、次いで、「母親」(32.3%)、「幼稚園」(27.7%)、「祖父母」(26.5%)、「保育所」(25.8%)となっています。

図表 16 子育てに日常的に関わっている者



子どもをみてもらえる親族・知人の有無では、「いずれもいない」・「無回答」を除いた“みてもらえる親族・知人がいる”割合は89.7%となっています。一方、8.9%は「いずれもいない」と回答しています。

図表 17 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

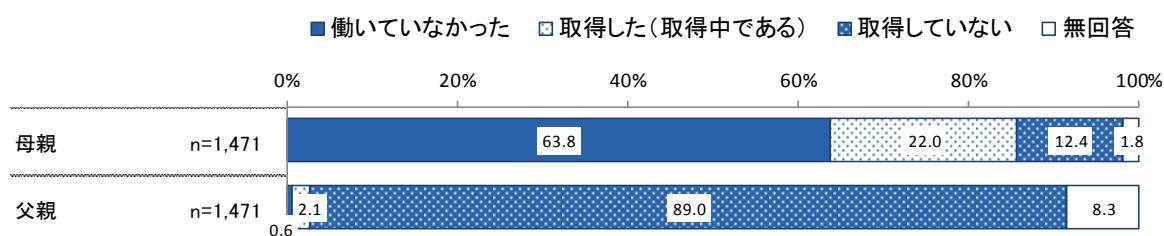


¹² 濑戸市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

(2) 育児休業の取得状況¹³

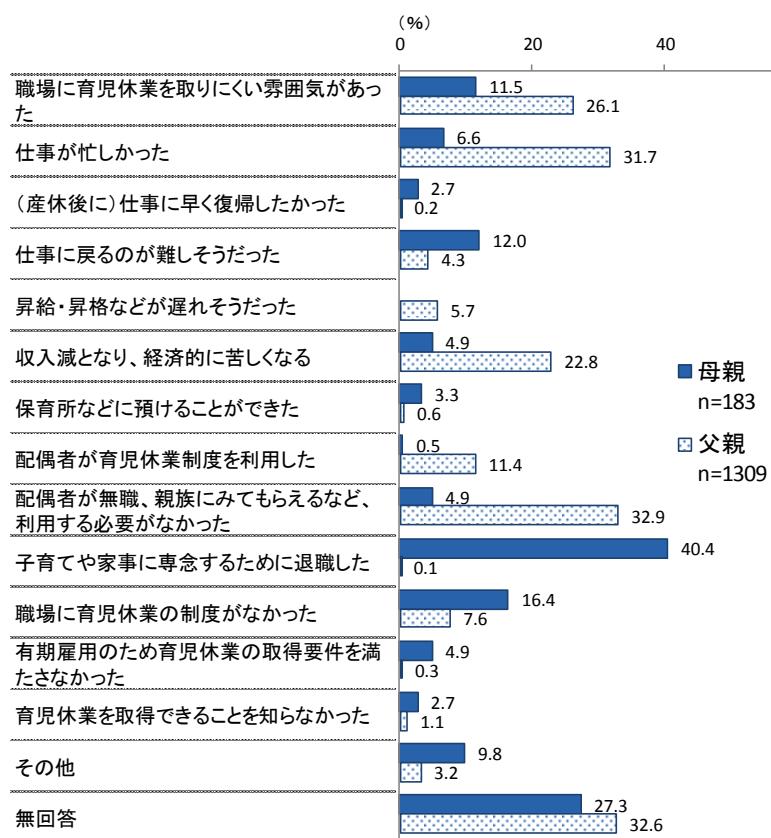
育児休業の取得状況について、母親は「取得した（取得中である）」と回答した割合が22.0%、「父親」は2.1%となっており、母親を大きく下回っています。

図表 18 育児休業の取得状況



取得していない主な理由は、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」(40.4%)、「職場に育児休業制度がなかった」(16.4%)、「仕事に戻るのが難しそうだった」(12.0%)などとなっています。父親は「配偶者が無職、親族にみてもらえるなど、利用する必要がなかった」(32.9%)、「仕事が忙しかった」(31.7%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(26.1%)などとなっています。

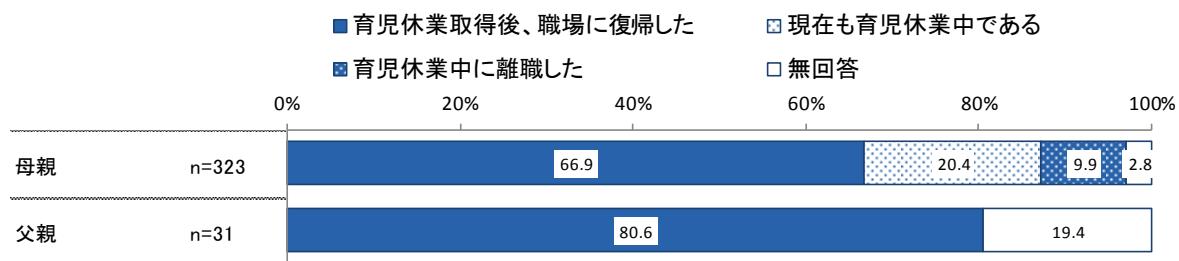
図表 19 育児休業を取得していない理由



¹³瀬戸市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

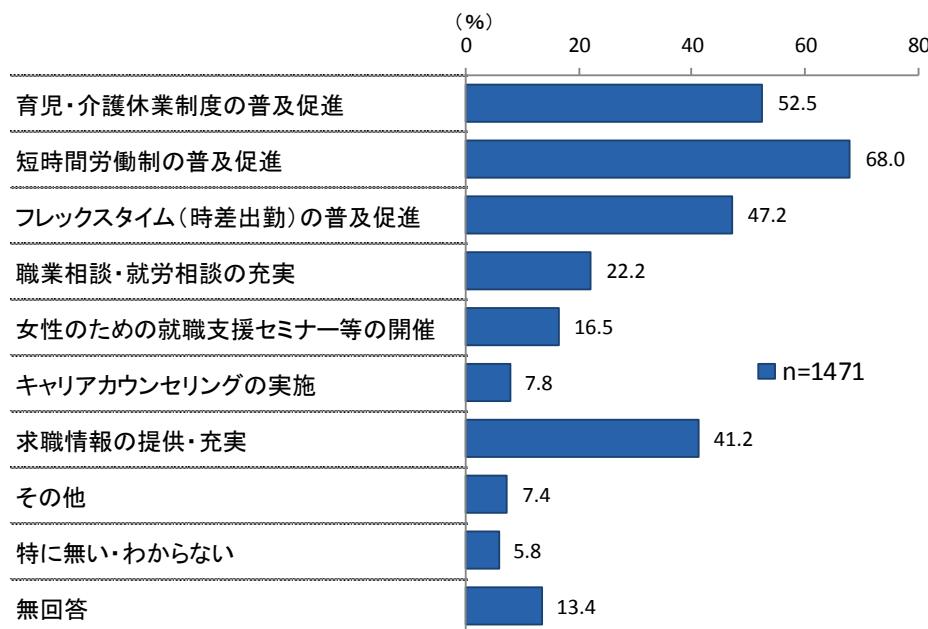
職場復帰の有無について、「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した母親の割合は 66.9%、父親の割合は 80.6% となっています。

図表 20 育児休業後の職場復帰



女性の就労・再就職支援として充実すべきことは、「短時間労働制の普及促進」と回答した割合が 68.0% で最も高く、次いで「育児・介護休業制度の普及促進」(52.5%)、「フレックスタイム（時差出勤）の普及促進」(47.2%) の順となっています。

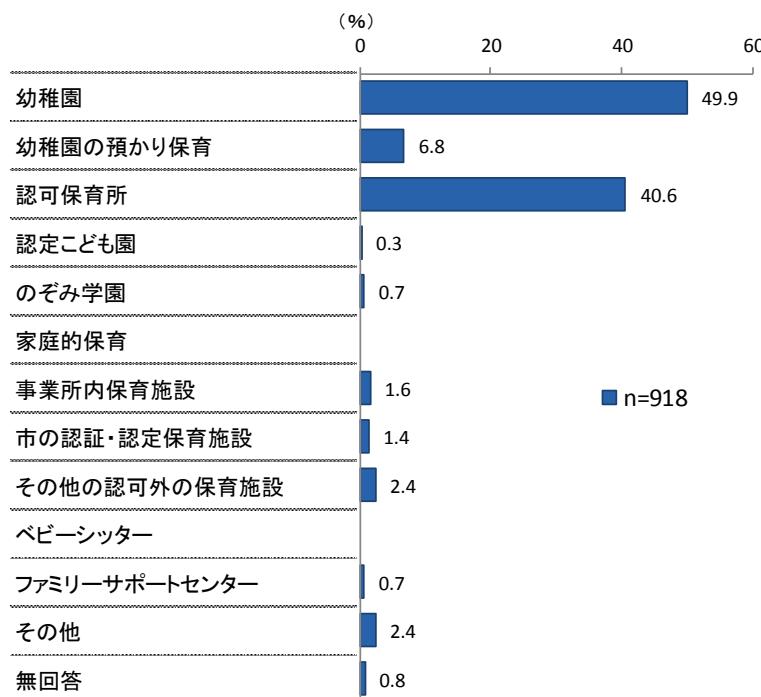
図表 21 女性の就労・再就職支援策



(3) 教育・保育サービスの利用状況¹⁴

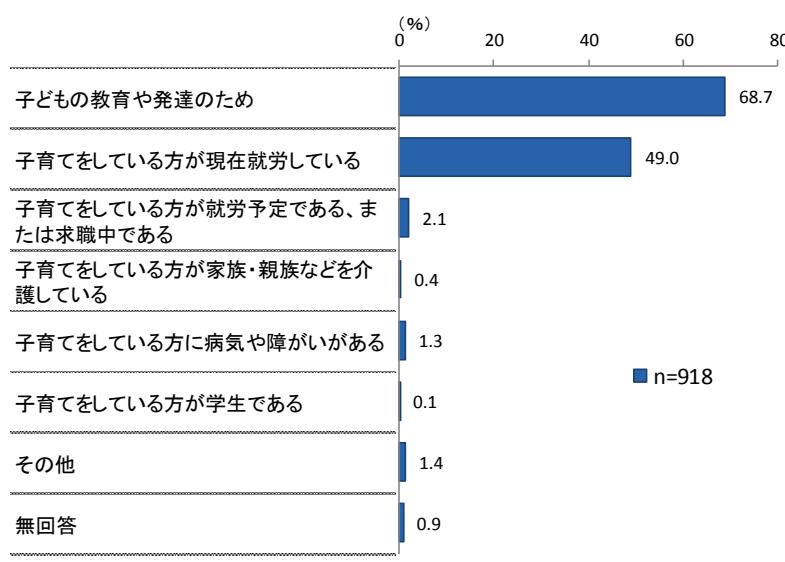
定期的に利用している教育・保育サービスの種類では、「幼稚園」と回答した割合が49.9%で最も高く、次いで「認可保育所」(40.6%)となっています。その他のサービスは1割未満となっています。

図表 22 定期的に利用している教育・保育サービスの種類



定期的な教育・保育サービスを利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」と回答した割合が68.7%で最も高く、次いで「子育てをしている方が現在就労している」(49.0%)となっています。

図表 23 定期的な教育・保育サービスを利用している理由

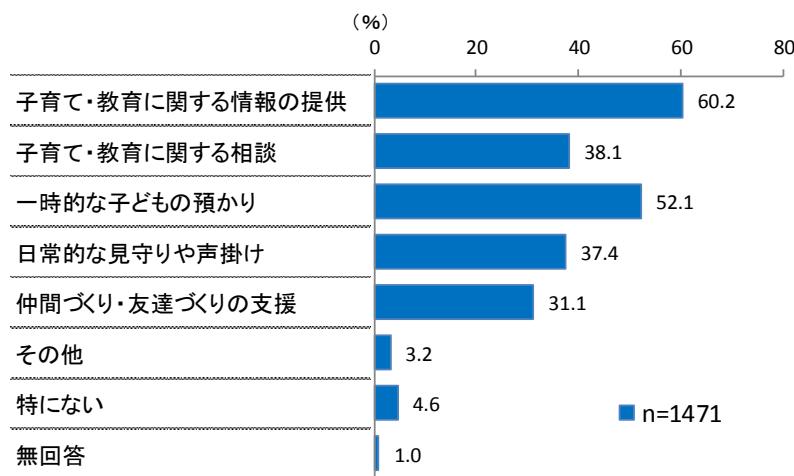


¹⁴ 濑戸市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

(4) 子育て支援で望むこと¹⁵

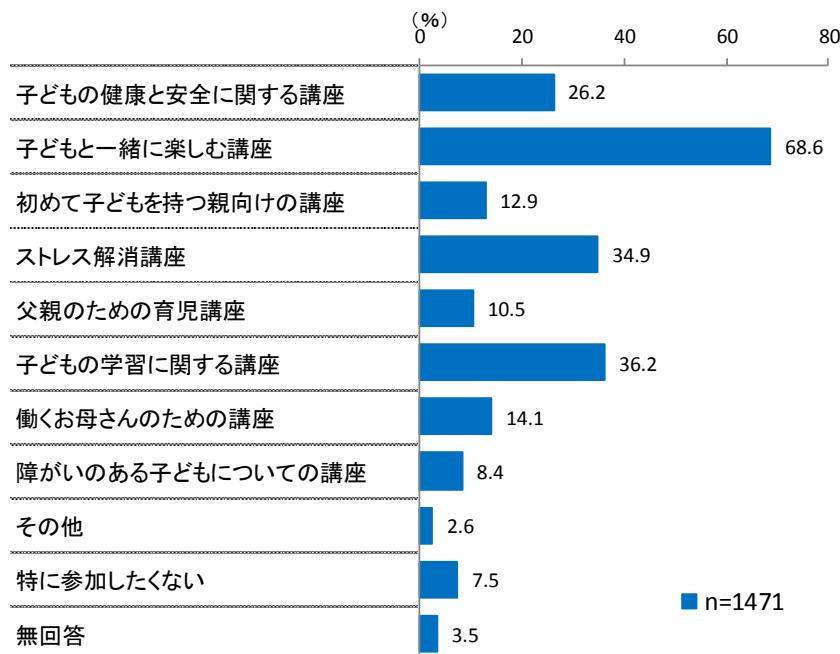
子育て支援施策で市に望むことについては、「子育て・教育に関する情報の提供」が最も高く、60.2%となっています。

図表 24 子育て支援で望むこと



子育てに関して希望する講座は「子どもと一緒に楽しむ講座」が最も高く、68.6%となっています。

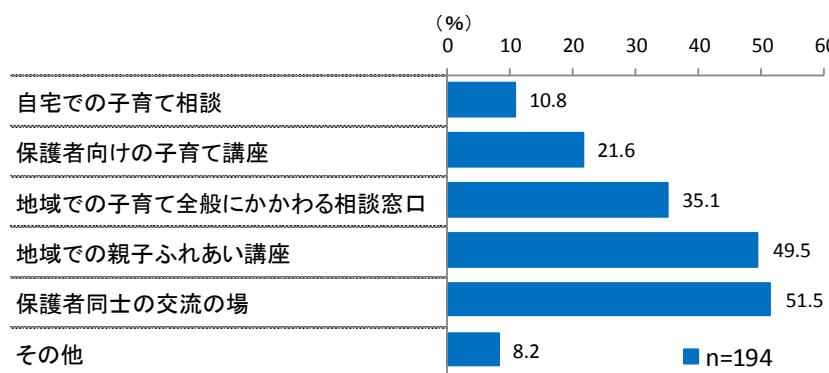
図表 25 子育て支援で望むこと



¹⁵瀬戸市子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

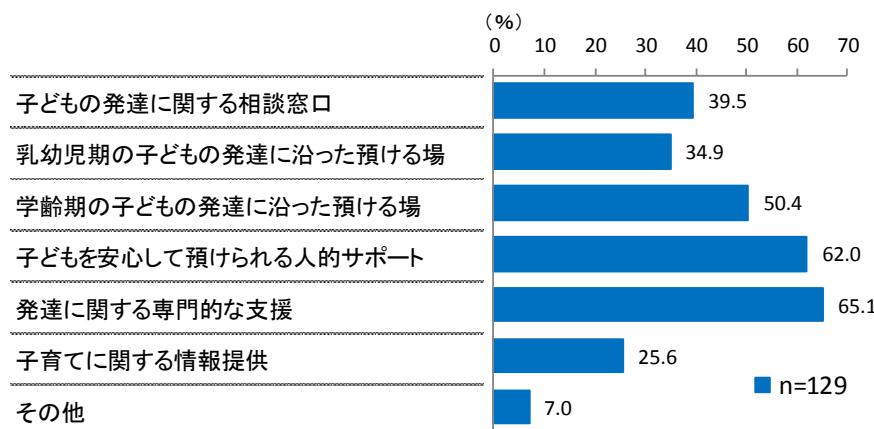
子育て支援に関わっている方に、あつたら子育てしやすくなると思われる子育て支援制度を聞いたところ、「保護者同士の交流の場」が51.5%で最も高く、次いで「地域での親子ふれあい講座」が49.5%となっています。

図表 26 あつたら子育てしやすくなると思われる子育て支援制度¹⁶



サポートが必要な子の保護者に対し、必要と感じる子育て支援の制度やサービスを聞いたところ、「発達に関する専門的な支援」が65.1%で最も高く、次いで「子どもを安心して預けられる人的サポート」が62.0%となっています。

図表 27 サポートの必要な子の保護者が必要と感じる子育て支援の制度やサービス¹⁷



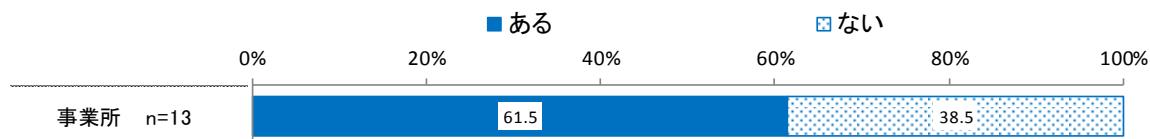
¹⁶ 濑戸市 “子育て支援に関わっている方”に対するアンケート調査（平成26年3月）

¹⁷ 濑戸市 “サポートが必要な子の保護者”に対するアンケート調査（平成26年3月）

(5) 就労と子育てについて

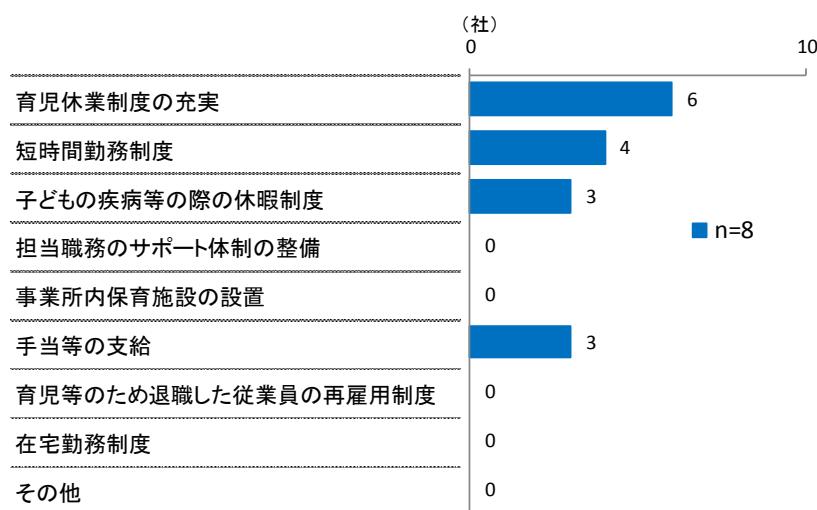
市内の事業所 13 社に対して、従業員に対する子育て支援に関する取組みを実施しているか聞いたところ、「ある」と回答した事業所が 61.5% (8 社) となっています。

図表 28 事業所の従業員に対する子育て支援の取組み¹⁸



従業員に対する子育て支援の取組みを行っている事業所に対して、子育て支援に関する具体的な取組み内容を聞いたところ、「育児休業制度の充実」が 6 社、「短時間勤務制度」が 4 社、「子どもの疾病等の際の休暇制度」と「手当等の支給」が 3 社となっています。

図表 29 子育て支援に関する具体的な取組み¹⁹

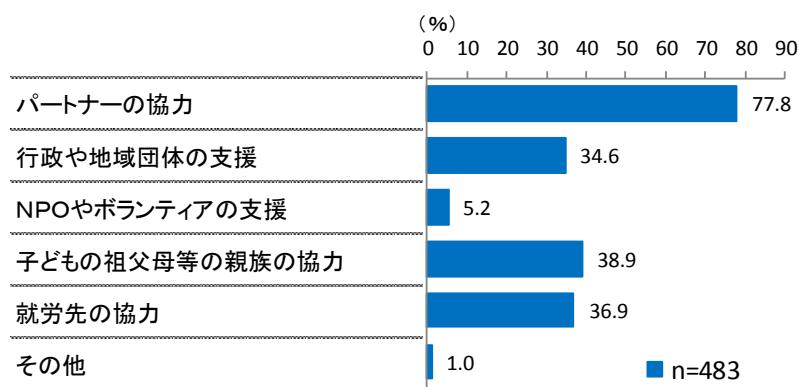


¹⁸ 濑戸市“事業所”に対するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

¹⁹ 濑戸市“事業所”に対するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

また、これから子育てをする世代に対して、将来子育てをするときに子育てしやすいと思える周囲の協力や支援を聞くと、「パートナーの協力」が77.8%で最も高く、次いで「子どもの祖父母等の親族の協力」が38.9%、「就労先の協力」が36.9%となっています。

図表 30 将来子育てをするときに子育てしやすいと思える周囲の協力や支援²⁰



²⁰瀬戸市“これから子育てをする世代”に対するアンケート調査

瀬戸市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

瀬戸市役所 こども家庭課
愛知県瀬戸市追分町64番地の1
TEL: 0561-82-7111 (代)